

3/16 提出控

高崎簡易裁判所第 1 係 御中

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 128 号

事件名 損害賠償請求事件

反訴原告

反訴被告 井 陣

これは「自己矛盾の保険証書」を出してみろという請求。
八百長犯事が、再度理由書を要求するから提出。
その後犯事 捨て置いて、最後の口頭弁論で、個人
保護法違反だから取り下げると命令。御存知個人
保護法は法人の名簿管理用、本件まったく無関係。
さすが罪犯所、犯罪者一味。(呆れて沈黙)

準備書面 (文書送付嘱託申立書補足説明)

平成 24 年 3 月 15 日

反訴原告

立証の趣旨

下記文書送付嘱託申立書 立証の趣旨を次に記載します。

事件番号 平成24年(ハ)第81号

債務不存在確認請求事件

反訴原告(本訴被告)

反訴被告(本訴原告) 井陣

文書送付嘱託申立書

2012年02月20日

高崎簡易裁判所御中

反訴原告は、頭書事件について次のとおり文書送付嘱託を申し立てます。

第1 反訴被告 井陣 が所有する 事故車両 登録番号 高崎330
800 にかげられた当該事故発生日 平成23年2月20日に
おける自動車保険証書並びに関連資料等一切の記録の複写。

第2 文書の所持者

〒100-0073 東京都千代田区霞ヶ関三丁目7番3号

日本興亜損害保険株式会社

代表取締役 二宮

電話 03-3593-3111

加害車両登録の5ヶ月前にかけた保険とやらの証書を見てみたい、この一味タムツン所有でも主張するのかな。自社の用紙に印刷するだけだから捏造も簡単だと思うけど。

第3 証明すべき事実

反訴原告の所有車両が 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬
県道 10 号線 前橋安中富岡線上で追突された日時における
反訴被告が主張する有効な自動車保険の存在。

第4 送付の必要性等

反訴被告の主張する事故発生時日本興亜損害保険株式会社
代理店 ㈱ ㈱ の 我々 は有効な自動車保険が存在
しない旨反訴原告に通告した。反訴被告側主張に齟齬がある
ため有効な保険の存在有無を明確にする必要があるため。

1. 交通事故発生日 平成23年2月20日の 井陣氏運転車両(甲車)
自動車保険(任意保険)存在有無の事実

交通事故発生日に有効な自動車保険(任意保険)が存在しない事は

乙第6号証 事故処理の経緯 追突事故発生後の対応一覧表No.3

において 日本興亜損保代理店(株) 林 浩一 氏が 井 陣氏 に
通告し、同No.11 において日本興亜損保 瀬良 氏が 井 陣氏 に通
知している。

この時点での不存在が 井 陣氏 車(乙車)の迅速な修理を阻害し車両破損
修理代以外の二次損失発生の原因になっている。

日本興亜損保は一転して、事件番号平成24年(ハ)第108号求償
金請求事件において、保険契約の存在を根拠に求償金を請求している。

日本興亜損保自身の主張に自己矛盾があるから、反訴被告 井陣氏
が所有する 事故車両 登録番号 高崎 330 800 に向けられた当該
事故発生日 平成23年2月20日における自動車保険証書並びに関連
資料等一切の信頼性の高い原本記録の複写を入手し、記載内容の事実
確認が必要である。

2. 事件番号平成24年(ハ)第108号求償金請求事件

請求の原因 3 訴外哲氏に生じた損害の存在有無の事実

乙第1号証によれば 井哲氏は 井陣氏が運転する普通乗
用自動車の所有権を持たないため当該交通事故で損害を受け
ておらず、当該事故車両の被侵害利益が存在していない。

日本興亜損保は事件番号平成24年(ハ)第108号求償金請求事件
において、保険契約の存在を根拠に求償金を請求している。

井陣氏が所有する 事故車両 登録番号 高崎 330 300 に向けら
れた当該事故発生日 平成23年2月20日における自動車保険証書
並びに関連資料の記録には車両の所有者、被保険者等保険契約の明細

が詳細に記載されているから。一切の原本記録の複写を入手し事実確認が必要である。

3. 事件番号平成 24 年（ハ）第 108 号求償金請求事件 記載内容が事実かどうかの確認

請求の原因 4 損害賠償請求権の取得 において 訴外哲は、原告との間で、原告を保険者、保険期間を平成 22 年 7 月 17 日から平成 23 年 7 月 17 日までとして、車両保険金額 150 万円などを内容とする自動車保険を締結し---、と記載されている。

群馬運輸支局長発行の登録事項証明書（乙第 1 号証）によれば 高崎 330 800 の新規登録は平成 22 年 12 月 21 日であるから登録 5 ヶ月前の平成 22 年 7 月 17 日に保険契約は締結できず上記保険契約の記載は虚偽となる。（他人所有の車両に 5 ヶ月後に群馬運輸支局長 が交付する登録番号を予見して自動車保険契約することは困難である。）

事故発生日 平成 23 年 2 月 20 日における自動車保険証書並びに関連資料の記録には車両の所有者、被保険者等保険契約の明細が詳細に記載されているから。一切の原本記録の複写を入手し日本興亜損保の主張、事件番号平成 24 年（ハ）第 108 号求償金請求事件 記載内容の事実確認が必要である。

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 81 号

債務不存在確認請求事件

反訴原告 (本訴被告)

反訴被告 (本訴原告) 井 陣

事故証明の根拠請求、一味の事故現場
協議主張が虚偽の裏付け請求。

文書送付囑託申立書

2012 年 02 月 20 日

高崎簡易裁判所御中

反訴原告は、頭書事件について次のとおり文書送付囑託を申し立てます。

第 1 交通事故証明書に記載された事故照会番号 高崎署 第 1169 号 発生日時 平成 23 年 2 月 20 日に関する 現場実況見分調書並びに関連資料等一切の記録の複写。

第 2 文書の所持者

〒370-0805 群馬県高崎市台町 4-3

高崎警察署長 警視正 正田

電話 027-328-0110

第 3 証明すべき事実

反訴原告の所有車両が 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬県道 10 号線 前橋安中富岡線上で事故証明記載の通り反訴被告の運転する車両に追突された事実。

第 4 送付の必要性等

反訴被告の主張する事故発生場所、事故の状況が交通事故証明書 記載の内容と違う虚偽である。公正な裁判のため事故の事実を記載した公文書が必要である。

送 付 書

様

平成24年4月5日

〒370

群馬県

崎 法 律 事 務 所

原告訴訟代理人弁護士

崎

幸

下記の書類を送付します。

※受信された際には、下欄の受領書に日付を記入し、記名押印の上、そのまま（送付書と受領書を切り離さずに）送付者及び裁判所にファクシミリで送付してください。ファクシミリをお持ちでない場合にはご郵送でお願いいたします。

記

高崎簡易裁判所1係

事件番号 平成24年(ハ)第81号

当事者(原告) 井 陣

(被告)

文 書 名 甲第5号証 1通

通 信 欄

.....切り取らないで下さい.....

受 領 書

上記書類を受領しました。

年 月 日

被告

高崎簡易裁判所1係 御中

弁護士 崎 幸 殿

保険証書より更に酷い自己矛盾の社内文書を出してきた、
揺るがないカンパン八百長犯事、詐欺師一味、市民の敵。

自動車保険契約内容票 本日現在 携番番号 TEL 計上年月 H22.06 ** 日本興亜 ** 印刷者: 林 敦 端末ID: CL221089 H24.03.22 16:53

契約者情報: 氏名 井 哲, 住所 群馬県 高崎市, 生年月日, 性別 男, 所属 社員, 車名 カワサキ エキ, 車種 単車, 初年度 H11.11, 車検 H24.12.20, 仕様 800, 登録番号 UZS171, 排気量, 台帳番号 UZS171-0004295, 所有者区分 所有者区分, 車種 単車, 料率クラス 車 6 人 5 物 5 傷 6 賠, 付属 機械, 装置金額, 被保険者 井 陣, 井 隆, 車面所有者 井 隆, 所有権委託またはリース 報告無

保険料: 車両保険 超過修理 2年目 150万円, 新車 5,480円, 3年目 4年目 限定危険 190円, 5年目 6年目 7年目 係数, リース車両 有, 運搬納車費用, 事故損害 有, 財物損害, 代車費用 有, 人身傷害 3,000万円, 1事故 890円, 死亡 一時金私, 人身傷害一時金・搭乗者傷害 一時金私, 入院 通院, 医療2倍特約 無制限, 対人賠償 無制限, 相手超過修理 有, 対物賠償 臨時費用特約 0万円, フアミリアライク, 受託買物, 弁護士費用 300万円, 買替時費用, Web確認, 入院 通院, 家族傷害 7日間, 日常生活賠償, 生活用動産, ホールインワン/アルバトロス費用 傷害, ゴルフアー

合計保険料 11,810円, 年間保険料 141,720円, 分割 初回 11,810円 2回目 11,810円, 車対車+限定危険補償特約 初回口座振替特約, 弁護士費用補償特約 追加保険料特約, 異動保険料口座決済特約 訂正追加還口座決済特約, 相手車全損超過修理補償特約 人身傷害還費用補償特約, 安心更新サポート特約, 運転者限定特約 (家族型) 14等級 (割引55%), 「☆レンタカー・教習車・沖縄料率」の報告ある場合この欄に表示されます。

契約条件: 年齢条件 (1)年齢問わず補償, 総付保金額 (0)ノンフリート, 運転者限定 家族, 免状証の色 (1)グリーン, 個人・法人 個人, 精算 会社名 割合 調整会社 割合, 共同保険 * ボルドロ 割合 調整会社 割合, 代理店分担 * 課支社 代理店 (BN) 割合, 口振替日 6.27 01-12 14,750円, 5.26 01-11 14,750円

契約内容: 証券番号 W08382546, 増重時確認書番号, 取扱課 (55-31) 群馬 高崎 株式会社, 代理店 (出先 (BN)) * 1163611 (001) ポート, 申込日 H22.06.26, 証券作成日 直送 H22.07.01, 領収証番号, 自己特定 他, 引去開始年月 精算基準*, 自動引去調査基準*, 保険料負担区分*, 成續 課支社*, 割合 (%)*, 取扱担当者 代理店担当社員, 職業, 私込方法 (51)12回払・11座, 私込日 26日, 1年内解除, 空港内使用, 特殊告知 積持保険料, 中途返払い金, 満返充当, 旧契約, 専業継承特約, 既契約, 口金融機関 (0128)群馬銀行, 支店 (123)高崎東支店, 情報登録種類 (1)普通預金, 口座番号, 前契約 * 保険会社 (15)日本興亜, 証券番号 W04259385, 契約 * 等級 13, 契約 * 対人 0件 * 据置 0件 * その他 0件 * 等プロ, 設定・抹消 種類 順位 区分 効力 集中, 権 価権者, BN, 他会社名, 自賠責会社名, 契約正誤報告*, 移管年月日*, 移管前代理店*, 満期時移管*, 無責任由, 事故日 H23.02.20, 事故番号 26946671, 事故原因 未完

*のある項目は「指定日現在」及び「原契約」の内容にはなりません。 ☆:告知事項 ☆:告知事項 ☆:告知事項 印外 お客様情報が表示されていますので、取り扱いには十分ご注意ください。 AOC31L000100

裁判所もすっかり詐欺弁護士と保険会社に馬鹿にされている。所有権や時間軸すら理解できないレベルの人間が判事をし、足許を見られ功にされている？ 仁、犯事は詐欺師の御友達一味です。

事故車の登録はH22.12.20
登録前に事前に保険を掛けたと主張、でもこの車保険期間前半は呂宋郡の別人、別登録の車

自動車保険契約内容票

本日現在

計上年月 H22.06

** 日

契約者	住所	〒370- 群馬県	携帯番号	ト370- グンマケン
	氏名	井 哲	新規登録から11年3ヶ月経過した査定ゼロの違法改造ヨコシ・スクラップカに150万円の価額は付かない。	車両所有者明記---明確な意思を持って父親の所有という虚偽・詐欺訴訟を提起した。
	生年月日		性別	男
ご契約のお車	車名	クラウン エスタ	★初年度	H11.11
	★型式	UZS171	車検	H24.12.20
	仕様		排気量	
	★登録番号	高崎 330 800	所有者区分	
	★車台番号	UZS171-0004295	★用途車種	(110) 自家用普通乗用車
	★料率クラス	車 6 人 5 物 5 傷 6 賠	★使用目的	日常・レジャー 年間最大走行距離
	★氏名	井 陣	★住所	所有者は訴状にある(井哲ではない)
	★車両所有者	井 陣	★車両所有者	井 陣
	★免許証の色	(1) グリーン	★個人・法人	個人
	★年齢条件	(1) 年齢問わず補償	★総付保台数	(0) ノンフリート
★運転者限定	家族	★免許証の色	(1) グリーン	
共同保険	精算	ポルドロ	端数調整会社	
	会社名	割合	会社名	割合
代理店分担	精算	部支店	課支社	代理店(BN) 割合
	これでは損害保険のシステムが崩壊する。 多数車がある人は1台だけ付保しておけば日本興亜損害保険は事故の後、車両付け替えし相手に訴訟まで起こして保険金を贈与してくれる。被保険者に対してはすごい優良保険会社だ。普通、倒産するだろうに。(多数運用者も1台分の保険料でOK)			
口振	振替日	回目	保険料	結果
	6.27	01-12	14,750 円	○
異動履	異動日	変更届出日	変更確認書番号	異動事由
	H22.12.24	H23.03.17	394475	(51) 変更増減 (分割)
異動履	車両付け替えの変更届出は事故から1ヶ月以上経過後。すなわち事故時存在しない保険を、事故から1ヶ月以上後に事故車に付け替えこれを根拠に詐欺損害賠償請求し、一味は訴訟により詐欺を既遂とした。(後出しジャンケンOK、凄い)			損害保険ではなく、保険が会社から、加害者への支払う必要の無い贈与である。
	保険種類 (9) カーBOX 保険期間 H22.07.17 ~ H23.07.17 車両保険 150万円 超過修理 新車3年基準 長期 2年目 5年目 リース車両 事故諸費用 有 運搬納車費用 財物損害 代車費用 種類 人身傷害 3,000万円 1事 人身諸費用 有 種類 人身傷害一時金・搭乗者傷害 死亡 一時金払 1事 医療2倍特約 対人賠償 無制限 対物賠償 臨時費用特約 相手 ファミリーバイク 受託貨物 弁護士費用 300万円 買替時諸費用 被けん引自動車 Web確認 家族傷害 死亡 入院 7日間 通院 日常生活賠償 生活用動産 ゴルファー 賠償責任 ホールインワン/用品			
合計保険料 11,810 円 年間保険料 分割 初回 11,810 円 2回目 特約 車対車+限定危険補償特約 初 弁護士費用補償特約 追 異動保険料口座決済特約 割 相手車全損超過修理費補償特約 増 安心更新サポート特約 引 運転者限定特約(家族型) 1 「★ レンタカー・教習車・沖縄料率」の報				
異動事由明細 11, 15, 55, 78, 36, 32				

*のある項目は「指定日現在」及び「原契約」の内容にはなりません。

★：告知事項 ☆：告知・通知

訴訟証拠資料中で日本興亜損害保険(株)は自ら 事故発生当日に有効な任意保険が存在しなかった事を明示・証明している。
 事故時存在しない保険を損害保険会社自らが後付けてこの保険を根拠に相手に被害者に賠償請求すれば明確な「詐欺」である。

通り魔重工の命令で詐欺するパソの当たり屋保険、詐欺で被害者から金を奪い、便乗修理分まで加害者に貢いでくれる保険会社なんて前代未聞、凄いぞ。

興亜 ** 印刷者: 林 敦 端末ID: CL221089 H24.03.22 16:53

1年間	免責金額	0-10 万円	保険料	5,480 円
			車対車+限定危険	
目			4年目	
目			7年目	
			係数	190 円

証券番号	W08382546	増車時確認書番号	
扱部課* (55-31)	群馬 高崎	株式会社	ポ一ト
代理店(出先(BN))*	1163611(001)		
申込日	H22.06.26	証券作成日	H22.07.01
領収証番号		領収日	自己特定 他

故 890 円
 故 ご契約のお車搭乗中

引去開始年月		精算基準*	
自動回目調整基準*		初回保険料	
保険料負担区分*			

入院
 通院

成績 部支店*	課支社*	割合(%)*
調整		

1,740 円
 0 万円 3,380 円
 超過修理 有

メモ	
取扱担当者 / 営業所	代理店担当社員
職業	

130 円

払込方法	(51) 1 2 回払・口座
払込日	26 日

130 円

★1年内解除	空港内使用
★特殊告知	積特保険料
中途返れい金	
満返充当	
旧契約	旧契約証券番号
等級継承特約等	契約時TEL募集 有

アルバトロス費用
 傷害
 141,720 円
 11,810 円

既契約	
金融機関	(0128) 群馬銀行
支店	(123) 高崎東支店
預金種類	(1) 普通預金 口座番号
名義人	イジソ

4等級 (割引55%)
 新規購入者に14等級は付かない
 ここでも事故後の車両付け替えが
 明確

前契約	★保険会社 (15) 日本興亜	★証券番号	W04259385
	★等級	13	
	★対人	0 件	★据置
		0 件	★その他
		0 件	★等プロ

回口座振替特約
 加保険料特約
 正追加返還口座決済特約
 身傷害諸費用補償特約

質権*	設定・抹消	種類	順位	区分	効力	集中
	債権者					
	BN					

4等級 (割引55%)

他	会社名
契約	

告ある場合この欄に表示されます。

自賠償会社名	証明書番号
契約正誤報告*	
移管年月*	
移管前代理店*	
満期時移管*	

無責理由

入力日	計上月	備考
H23.04.04	H23.03	

事故日	事故番号	備考
H23.02.20	26946671	未完
		支払い清算は完了して ない

事項 社外秘 お客様情報が表示されていますので、取り扱いには十分ご注意願います。 AQC31L000100

甲第5号証

自動車取得税

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

自動車取得税(じどうしゃしゅとくぜい)は、都道府県が、取得価額が50万円を超える自動車の取得に対し、その取得者に課す税金である(地方税法第113条-第143条、本法附則第12条の2の2)。

11年物のスクラップ、査定ゼロの根拠

目次

- 1 概要
- 2 注意点
- 3 非課税・減免
- 4 関連項目

概要

地方税であり1968年(昭和43年)に創設された。自動車の取得者である納税義務者は、取得価額を課税標準として税額を計算し、都道府県に申告納付する。納付の方法は、税額に相当する収入証紙を申告書に貼付する方法を原則とするが、その都道府県の条例で定める場合にあつては、現金納付その他の方法による。本則による税率は3%であるが、当面の間、軽自動車を除く自家用車の取得に対しては2%の特例税率が上乗せされている。都道府県に納付された額の66.5%は、管理する市区町村道の延長および面積に応じ、市区町村に交付される。

2009年4月に、目的税から普通税に改正され、用途制限が廃止された。

なお、グリーン化税制として、一定基準を満たす低公害車・低燃費車については、平成24年3月31日までの取得に限り、自動車取得税が軽減されている(地方税法附則第12条の2の2)。

注意点

自動車取得税における「取得価額」とは、実際に自動車を購入する際に支払った金額ではなく、車種・グレード・仕様ごとに定められた基準額(財団法人地方財務協会が発行している「自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表」に記載されている金額)に、新車時からの経過年数に応じた残価率を乗じた金額である。例えば自家用普通乗用車の場合、新車時には車両本体価格に0.9を乗じた金額が基準額であり、1年経過すると更に残価率0.681を乗じ、以後半年ごと(1月・7月)に残価率が下がり、6年以上を経過すると残価率は0.1となる。したがって、たとえば新車時に車両本体価格が550万円の自家用普通乗用車であれば、6年後には $550 \times 0.9 \times 0.1 = 49.5$ となることから、実際の購入価格が50万円を上回っていたとしても、自動車取得税の納税義務は生じない。

中古自動車販売業者の一部には、このことについての購入者の無知に付け込んで、名義変更手続において実際には納税する必要の無い自動車取得税相当額と称する金額(販売価格×税率)を要求する者もいるので、注意が必要である。特に軽自動車については元々の基準額が低い上に、俗に新古車と呼ばれる新規登録から1年未満の中古車であっても残価率0.562が適用されることから、自動車取得税の納税義務が生じない場合がある。都道府県税務所に車種・グレード・仕様と年式を伝えれば、自動車取得税の納税義務が生じるか否か確認することができる。

非課税・減免

- 国・都道府県・市町村等が取得する自動車は非課税である。
- 身体障害者等が取得する自動車や専ら身体障害者の通院等に使用する自動車の取得については、条例により減免を行っている都道府県が多い。
- 自動車の性能が悪い、注文した塗色と違う等の理由で取得の日から1か月以内に購入先に返品したときは、申請により、すでに納めた税金が還付されることとなっている。

関連項目

- 道路特定財源制度

「<http://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=%E8%87%AA%E5%8B%95%E8%BB%8A%E5%8F%96%E5%BE%97%E7%A8%8E&oldid=39219400>」より取得

カテゴリ: 地方税 | 自動車

- 最終更新 2011年9月16日 (金) 01:20 (日時は個人設定で未設定ならばUTC)。
- テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。

115

6年から非課税

残価率 0.681

4/2 提出控

平成24年(ハ)第128号

事件名 損害賠償請求事件

警察の物件事故報告書、非常に簡単そのもの

反訴原告

反诉被告 〇 井 陣

証拠説明書

平成24年3月30日

高崎簡易裁判所第1係

反訴原告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第9号証	物件事故報告書	平成24年3月16日	群馬県 高崎警察署長	文書送付囑託 申立書記載の 証明すべき事実	事故は乙第2号証 記載の通りである

乙第9号証の1

来ました物件事故報告書、内容は事故証明と同じです、伏字をしちゃ駄目だよ。

高交二第61号
平成24年3月16日

高崎簡易裁判所
裁判所書記官 竹内 殿

群馬県高崎警察署



民事訴訟法第226条に基づく送付嘱託の回答について
平成24年3月9日付の文書送付嘱託で依頼のあったみだしの件について
は、別添のとおり回答します。

記

送付書類

物件事故報告書 1通 (用済み後の返却は不要です)

貼用印紙	—	円
手納郵券	60	円



署長	副(次)署長	交通官	課長	係長	主任
専決					

No. _____

物件事故報告書 臨場 (見分省略) 地域係 剛 (印)

届出 第1当事者	捜査主任官 正樹	担当者 剛
		補助者

受理番号 高崎署 第111169号 受理日時 平成23年 2月 20日 午後 5時 11分

犯罪日時 平成23年 2月 20日 午後 5時 8分ごろ (日曜日) 天候 晴

犯罪場所 群馬県高崎市榎高町1868-11
主前橋安中富岡線

第1当事者	住所	群馬県				運転免許		
	フリガナ	イダシ	性別	男	生年月日	平成 3生 (20歳)	被害程度	小破 (右前・左無)
	氏名	井 陣	車種	自家用普通乗用車	車番	高崎330 800	処理区分	
	自賠責保険	有	証明番号	あいおいニッセイ同和損害保険	証明番号	EK24139662	身柄措置	
	事故時の状態	運転						

第2当事者	住所	群馬県				運転免許		
	フリガナ		性別		生年月日		被害程度	小破 (右無・左後)
	氏名		車種	自家用普通乗用車	車番	高崎	処理区分	
	自賠責保険	有	証明番号	東京海上日動火災	証明番号	2L4057830	身柄措置	
	事故時の状態	運転						

事故類型	人対車両	車 両 相 互					車 両 単 独					踏切	不明・調査中
		正面衝突	側面衝突	出衝合頭突	接 触	○ 追 突	そ の 他	転 倒	路外逸脱	衝 突	そ の 他		

示談

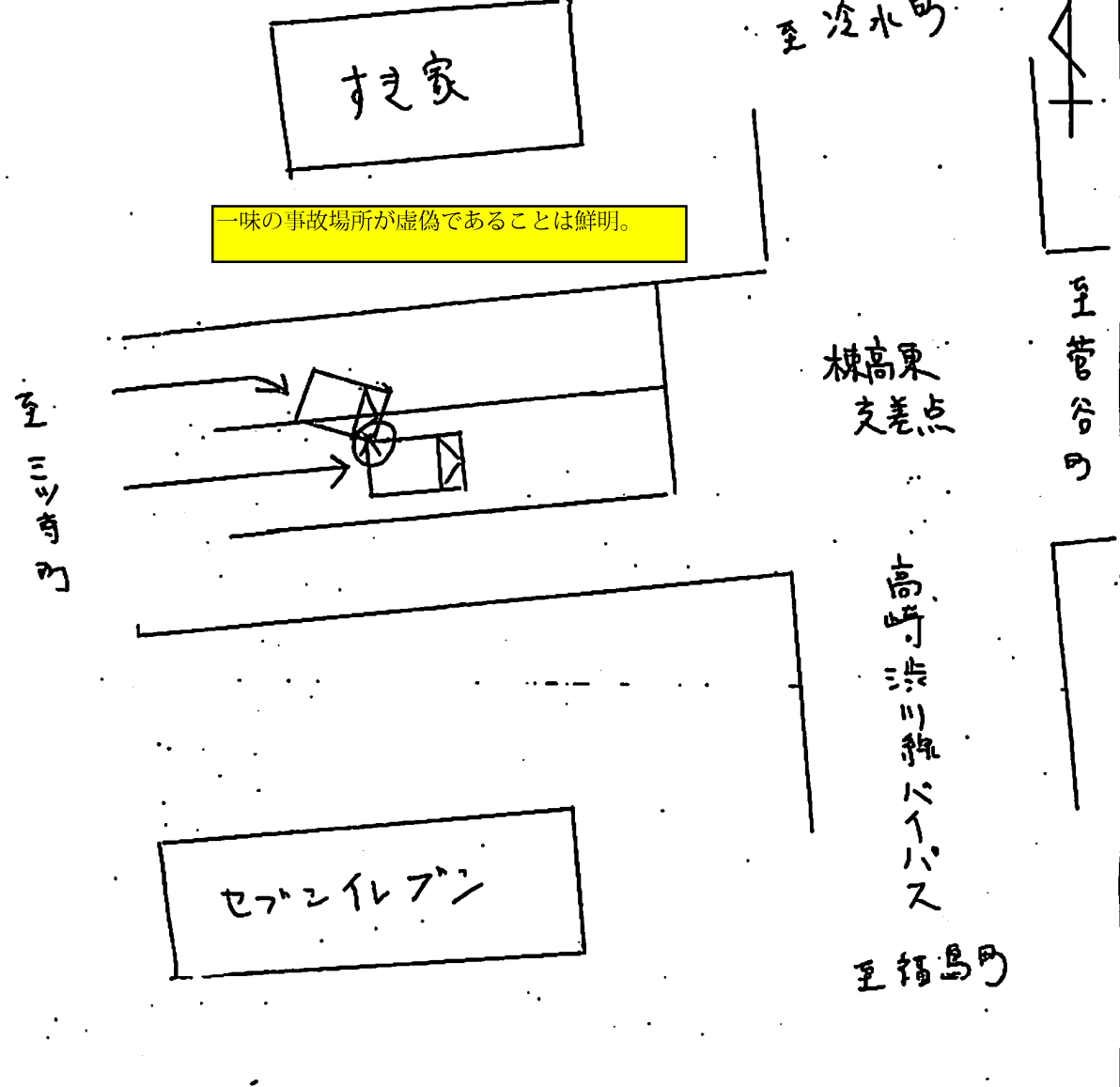
備考

注意 当事者が3人以上いる場合は別紙を用いること。

122

関係距離	-	m	-	m	関係距離	<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 駐車禁止	<input type="checkbox"/> 一方通行
	-	m	-	m		<input type="checkbox"/> はみ出し禁止	<input type="checkbox"/> 速度制限 (キロ)	
	-	m	-	m		<input type="checkbox"/> 警笛鳴らせ	<input type="checkbox"/> 徐行	<input type="checkbox"/> 信号機
	-	m	-	m		<input type="checkbox"/> 指定方向外進行禁止 (可)		
	-	m	-	m		<input type="checkbox"/> 車両進入禁止	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	-	m	-	m		<input type="checkbox"/> なし		
	-	m	-	m				

概要・略図



道路形状	交付近	路面状態	乾燥
昼夜別	昼	所管区	群馬交番
事故証明	[REDACTED]		
	第一当事者		第二当事者
国籍			
用途別	自家用・代行車以外		自家用・代行車以外
法令違反	[REDACTED]		[REDACTED]
行政処分	平成 年 月 日	送付	<input type="checkbox"/> 第一当事者 <input type="checkbox"/> 第二当事者

平成24年(ハ)第128号 損害賠償等(交通)請求事件

原告

被告 井陣

反 訴 答 弁 書

平成24年4月10日

高崎簡易裁判所 1 係 御中

〒 370

群馬県高崎市

崎 法 律 事 務 所 (送達場所)

反訴被告(休訴原告)訴訟代理人弁護士

崎 幸

回復代理人弁護士

岸 小

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

- 1 請求原因第1のうち1「発生原因」について

(1)、(2)及び(3)のうち反訴原告所有・訴外 運転車両と反訴被告運転車両が当事者車両であること及び車両番号は認め、その余については否認する。

- 2 同第1のうち2「反訴原告の損害」について

(1)のうち、反訴原告車両の修理代が15万3330円であることは認め、その余は否認する。

- 3 (2)ア、イ及びウの事実は否認する。

被害者から逆に加害者が追突されたと主張するんだから、加害者の過失ゼロと言わないところがまた変だ。

本件事故は、反訴被告が運転していた車両が車線変更しようとしたところ、反訴原告車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、反訴被告=70%、訴外 = 30%が相当である。

また、反訴原告に生じた損失としては、上記修理代15万3330円のみである。

- 4 請求原因第2「結論」は争う。

以上

副

平成24年(ハ)第108号 求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

ここでも裁判所は馬鹿にされ功にされている。訴訟提起の最重要点。訴訟提起当事者、事故車両の所有者の変更なんて社会常識上ありえない。さすがにこれは駄目だろう。いや犯事は一味、禁じ手無し。仰天ばかり、何でもありあり。

告訴そのものが成立しないよね、小学低学年でも判るよね、気の利いた幼稚園生でも。

訴状訂正申立書

こんな無法、ナラズモノ訂正が出来る、許されるはずがない。

平成24年4月10日

高崎簡易裁判所1係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同復代理人弁護士

崎 幸

岸 小

頭書の事件につき、訴状の内容を以下の通りに訂正いたします。

- 1 訴状1頁目、請求の原因1「本件交通事故の発生」(3)関係車両を下記の通りに訂正する。

記

八百長告訴、八百長詐欺師、良く弁護士なんて名誉ある称号を使えるね、こいつら恥さらし。

訂正前 「訴外 井哲(以下「訴外哲」という。)が所有し、訴外陣が運転する普通乗用自動車(以下「陣運転者」という。)」

訂正後 外陣が所有し、運転する普通乗用自動車(以下「陣運転車」という。)」

- 2 訴状の「請求の原因」中の「訴外哲に生じた損害」とある部分を全て「訴外陣に生じた損害」に訂正する。

訴訟のど真ん中、損害を受けた人間を変更したら訴訟にならないはずだけど、犯罪者一味の簡易罪犯所犯事は何でもOK だったな。

- 3 訴状2頁目、請求原因4「損害賠償請求権の取得」中の3行目から4行目を下記の通りに訂正する。

記

訂正前 「原告は、車両保険金額として25万0089円を訴外哲に支払い(甲3号証)。」

訂正後 「原告は、車両保険金額として25万0089円を訴外陣に支払い(甲3号証)。」

不法行為に基づく損害賠償請求原因の要件事実「非侵害利益」が構成できないから訴訟は却下されて当然だろう。

以上

あらら、支払いから一年後に支払った相手まで変更するタイムマシン保険会社。

副

平成24年(ハ)第128号 損害賠償等(交通)請求事件

原告

被告 井陣

反 訴 答 弁 書

平成24年4月10日

高崎簡易裁判所 1 係 御中

〒370-

群馬県高崎市

崎 法 律 事 務 所 (送達場所)

反訴被告(本訴原告)訴訟代理人弁護士

崎 幸

回復代理人弁護士

小 百



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は反訴原告の負担とする。

八百長犯罪者一味の主張に事実無し。

との判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

- 1 請求原因第1のうち1「発生原因」について

(1), (2)及び(3)のうち反訴原告所有・訴外 運転車両と反訴被告運転車両が当事者車両であること及び車両番号は認め、その余については否認する。

- 2 同第1のうち2「反訴原告の損害」について

(1)のうち、反訴原告車両の修理代が15万3330円であることは認め、その余は否認する。

- 3 (2)ア、イ及びウの事実は否認する。

本件事故は、反訴被告が運転していた車両が車線変更しようとしたところ、反訴原告車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、反訴被告=70%、訴外=30%が相当である。

また、反訴原告に生じた損失としては、上記修理代15万3330円のみである。

- 4 請求原因第2「結論」は争う。

以上

判決を保険会社の代書屋に代筆させるのに番号の付け替えが必要らしい、二度手間。二重提出、内容は前と同じ。

平成24年(ハ)第128号
損害賠償請求事件

反訴原告

反诉被告 井 陣

証拠説明書
(平成24年04月11日 裁判長指示に依る号証番号付替分)

平成24年5月2日

高崎簡易裁判所第1係

反訴原告

符号番号	旧符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第10号証	平成24(ハ)第108号乙第1号証	登録事項証明書現在記録	平成23年8月15日	群馬陸運支局長	加害車両 高崎33(800)の所有者を記載 車両登録年月日を記載	
乙第11号証	平成24(ハ)第108号乙第2号証	事故発生状況説明書	平成23年3月06日		事故発生状況を記載	
乙第12号証	平成24(ハ)第108号乙第3号証	過失割合、原告側主張の経緯	2011年09月10日		過失割合を記載 原告側架空主張を記載	
乙第13号証	平成24(ハ)第81号乙第4号証	自動車検査証	平成21年4月23日	群馬陸運支局長	被害車両の所有者を記載	
乙第14号証	平成24(ハ)第81号乙第5号証	被告の損害額	平成23年9月10日		被告の被害額を記載 支払い合意を記載	
乙第15号証	平成24(ハ)第81号乙第6号証	事故処理の経緯	平成23年9月10日		事故発生後の対応	
乙第16号証	平成24(ハ)第81号乙第7号証	事件番号平成23年(ノ)第36号債務額確定調停事件調停期日呼出状調停申立書(抜粋)	平成23年7月1日	高崎簡易裁判所A係	加害車両の所有者を虚偽記載し事故と無関係の者を申立人とした虚偽の調停申立書	
乙第17号証	平成24(ハ)第81号乙第8号証	事件番号平成23年(ノ)第36号債務額確定調停事件調停申立書に対する反論(抜粋)	2011年9月10日		乙7号証の調停申立書の虚偽記載内容に対する、反論及び事実に基づくその証拠、根拠当該事故の内容を記載	

134

番号 00228

登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号		車台番号	
高時 330	800	UZS171-0004295	
所有者の氏名又は名称 井 隆			
所有者の住所 群馬県		[10501 0538]	
使用者の氏名又は名称 ***			
使用者の住所 ***			
使用の本拠の位置 ***			
登録年月日 / 交付年月日	初年度登録年月		国 号 【群馬】 詳細登録証明 【21年度税制】平成22年12月21日 新規登録 受検済み 【走行距離計表示値】66,600km (平成22年12月21日) 【旧走行距離計表示値】69,900km (平成20年9月25日) 以下空白
平成 22年 12月 21日	平成 11年 11月		
トヨタ 型式 (194)			
GH-UZS171		1UZ	
自動車の種別	用途	自家用の別	車体の形状
普通	乗用	自家用	箱型 (001)
総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
3.96	ガソリン	10330	0002
乗車定員	最大積重量	車両重量	車両総重量
5		1710	1885
長さ	幅	高さ	前輪軸距
480	178	146	880
780			
請求に係る自動車登録番号又は車台番号			
平成 24年 12月 20日	高時 33	800	

乙類10号証

上記の通り相違ないことを証明します。 平成 23年 8月 16日




群馬運輸支局

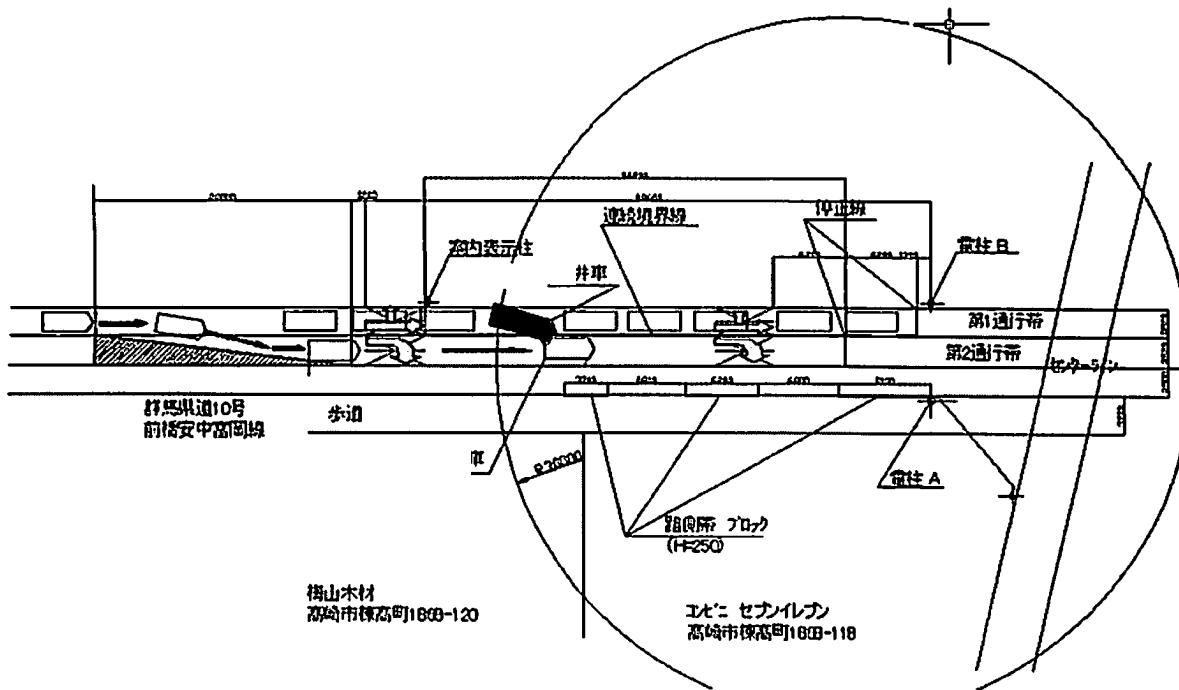
135

乙第11号証の1

(事故発生状況説明図)

事故発生状況説明

- 表示例 甲：加害車両 非陣車 
- 乙：被害車両 (車) 
- 信号停車車両 

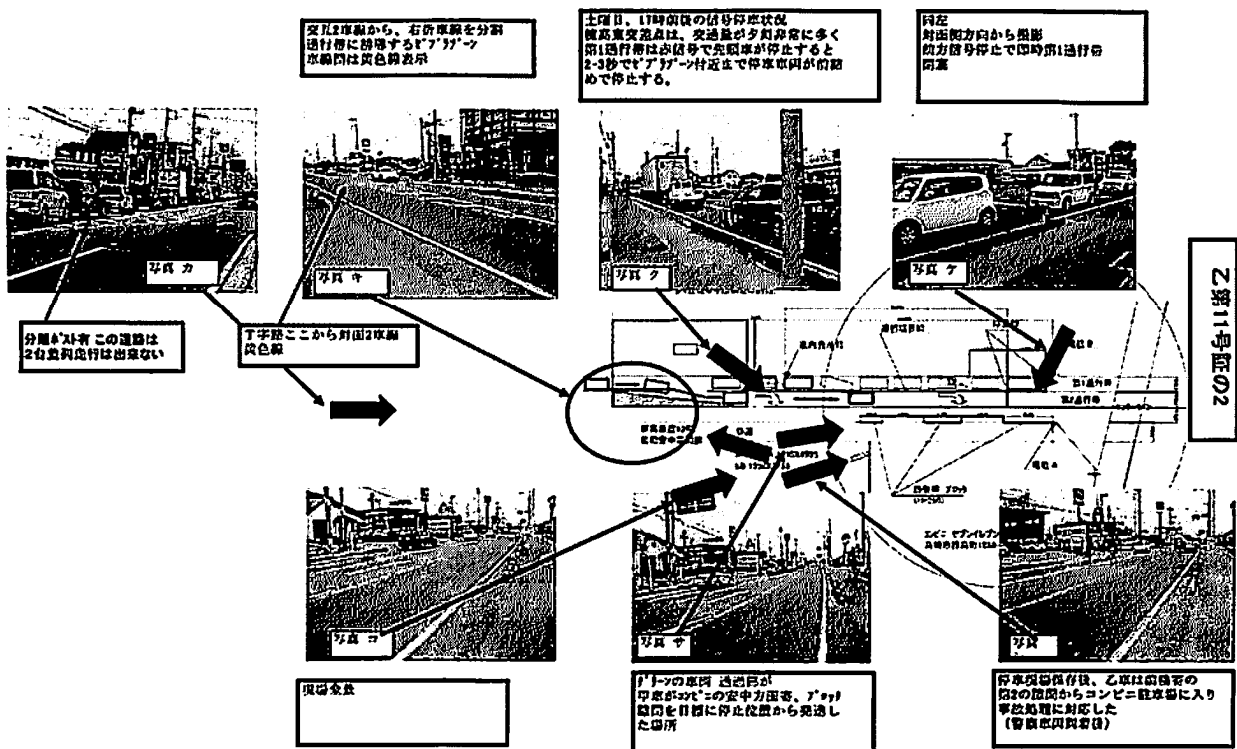


上記図の説明

- 1 平成23年2月20日 午後5時8分ごろ、天候は良好。甲車は改造された普通乗用車（車高下、シート張）、乙車は小型乗用車。
- 2 乙車は安中方面から棟高東交差点を右折し高崎方面に向かうため分岐点から第2通行帯を進行、前方赤信号点灯を視認、停止線停止の為減速徐行し進行した。
- 3 甲車は第1通行帯で 前後の車両とともに停止していたが 右前方をほぼ通過完了した 乙車の存在を確認することなく、コンビニを目指して右折のため急発進し乙車の斜め後方から追突し、後部バンパー端付近を損傷させた。

神奈川交差点 現場付近 写真

太い矢印が写真撮影方向を示す



追突現場 再現写真

甲（**■**陣 加害車両）、乙（**○**被害車両）の衝突痕からの再現写真（甲車は一回り小型の車両を使用して再現例示）

乙第11号証の3



写真 R1

相対位置関係

右折のためタイヤがフェンダーから出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触していない。乙の甲のヘッドランプの高さに接触痕無し。

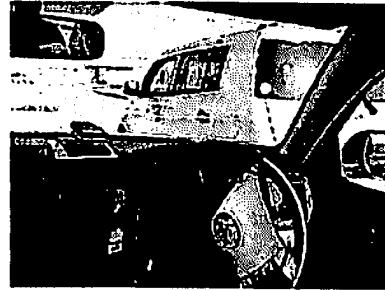


写真 R2

甲車の運転者から乙車がこの位置に見える。

進行方向の視野に乙車が完全に入る。追突は故意または重大な過失が原因。乙車は追突を回避する手段が無い。

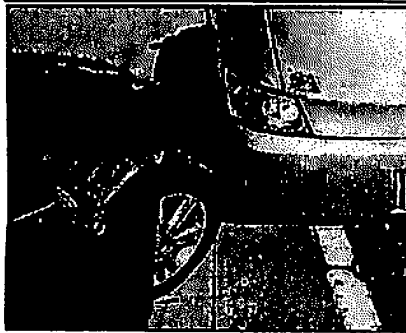


写真 R3

追突部を斜め後方から撮影

右折のためタイヤがフェンダーから大きく出る

- ① 甲のタイヤと乙の接触が無い為、甲は完全に追いかけて追突している。
- ② 位置関係から甲のホイールは乙に接触できない。

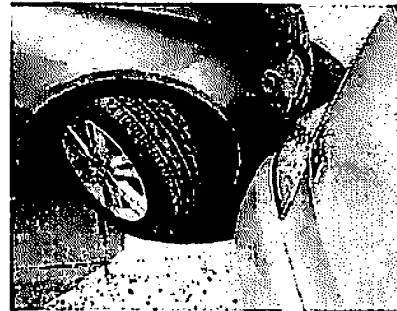


写真 R4

追突部を側方から撮影

追突部とタイヤの位置関係が明確である。



写真 R5

追突部を前上方から撮影

乙車の接触痕範囲からの追突部再現位置
実際の甲車は大型でありバンパーも大きい。
甲車のヘッドランプの衝突痕は乙車に無い。
(接触していない)

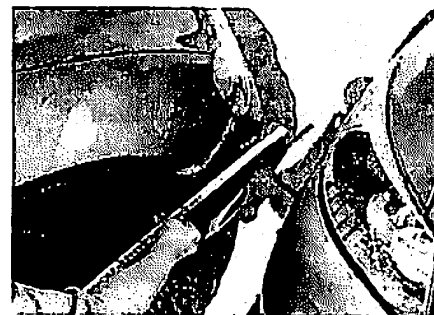


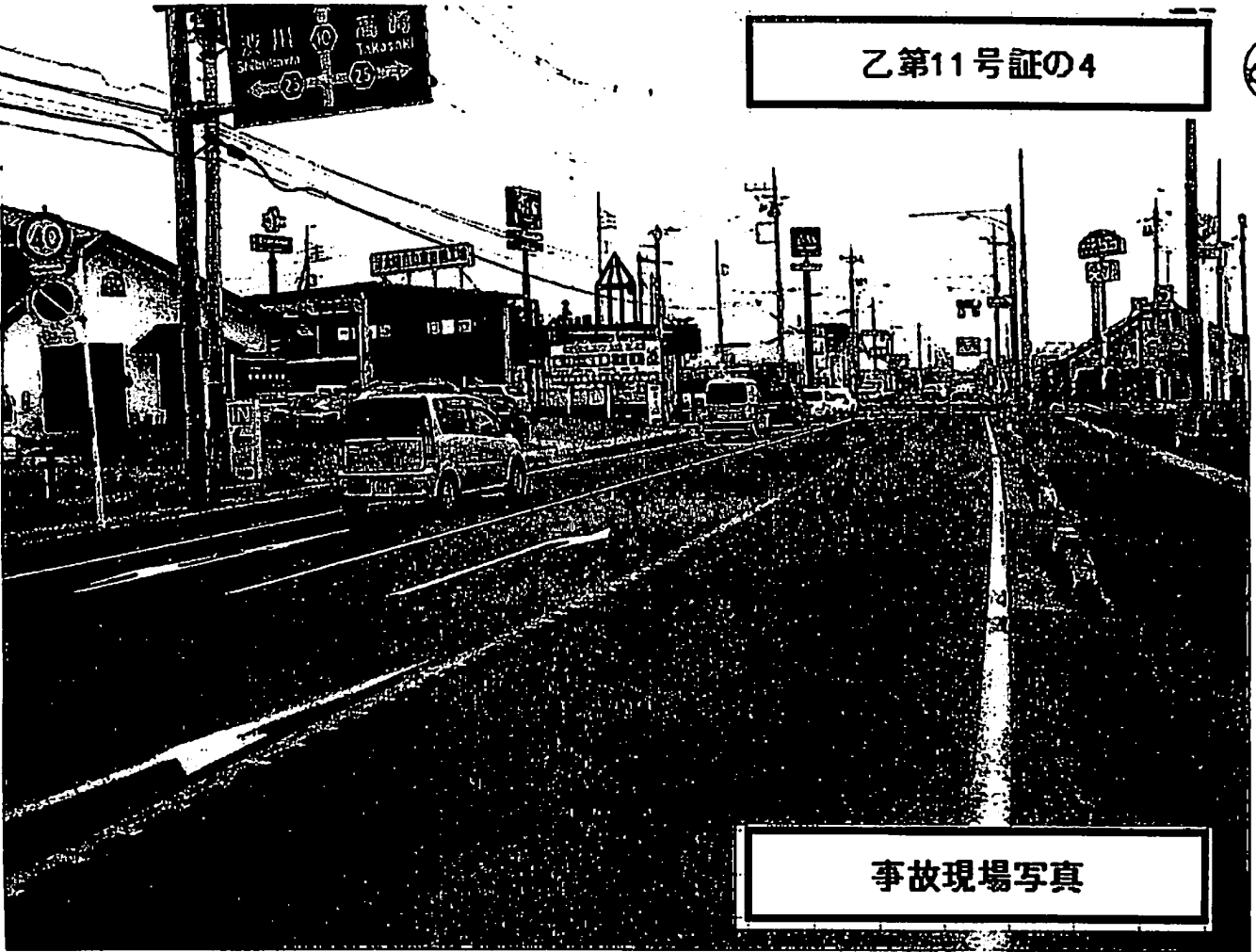
写真 R5

追突部を後ろ上方から撮影

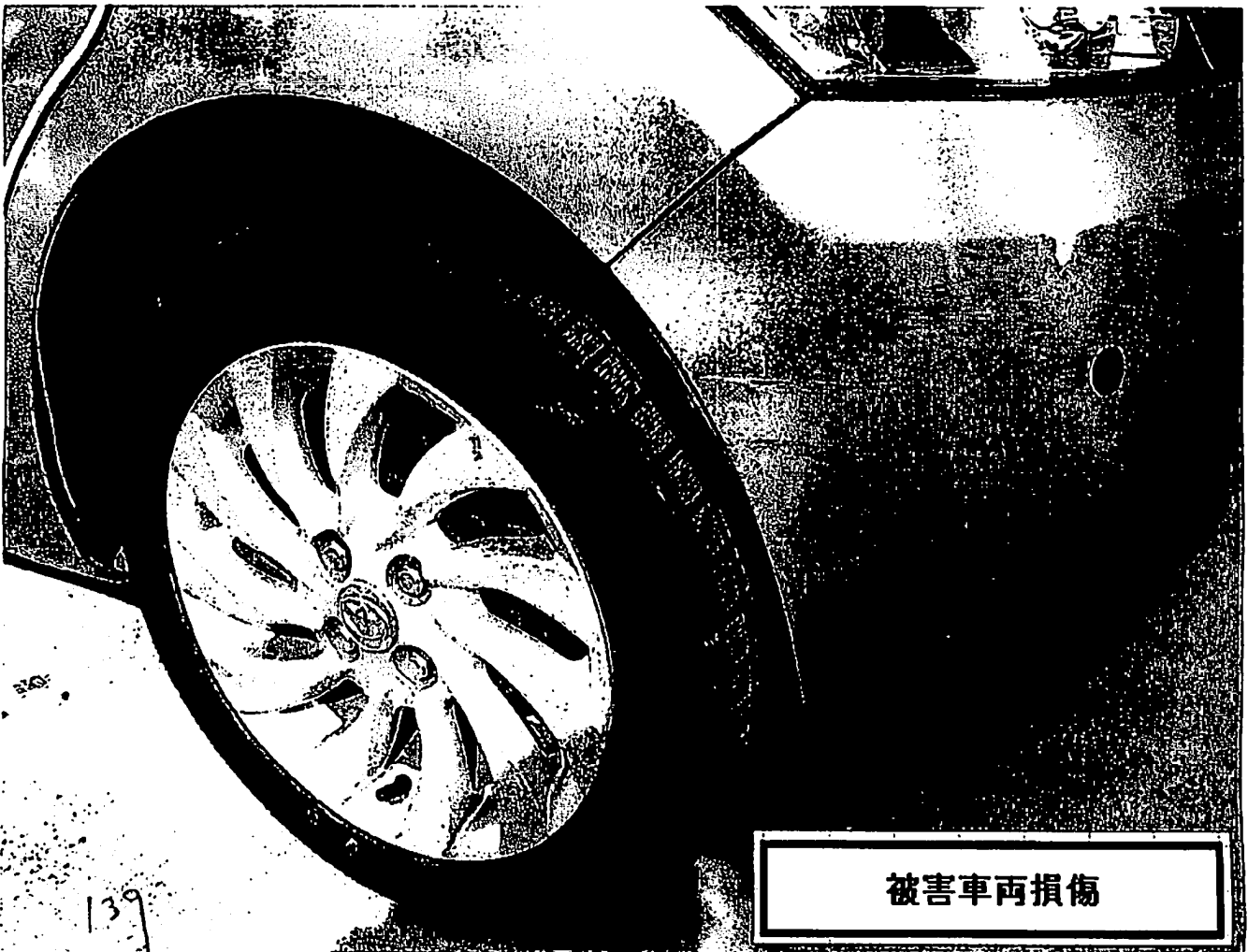
乙車の接触痕長さからの追突部再現位置
実際の甲車は大型車でありバンパー部も大型である。

乙第11号証の4

87



事故現場写真



被害車両損傷

乙第12号証の1

過失割合、原告側主張の経緯

以下 甲： 井陣が運転する加害車両

乙： 〃が運転する被害車両

1. 過失割合

(1) 衝突原因

乙第1号証 事故証明書記載の通り甲の追突。甲車は (ア) 改造車 (イ) 運転未熟 (ウ) 前方、進行方向不確認である。夕刻混雑交差点付近で信号停止中に無理な右折、横断強行が事故原因である。

ア 改造 甲車

車高変更、各部改造を加えた安全性を落とした車両を運行している。視認性(着色シール)、操作性がメーカー標準車から劣化している。

イ 運転未熟

運転経歴が短く、十分安全運転できるレベルに無いものが改造大型車を運転する事に事故原因がある。

ウ 右折は右通行帯の中央線寄りから開始する法規である、左側通行帯上の信号停止からの右折は禁止、違反事項である。

エ 前方、進行方向不確認

交差点内30m連続通行区分線 通行帯内は黄色線で区切られた禁止指示ではない、但し交通道徳・慣習として限りなく禁止ゾーンに近い。甲は自車の進行方向を全く確認せず追突している、重大な過失または故意が存在する。

(2) 被告 〃 則 過失割合は無し (ゼロ)

事故は事故証明書のとおりに追突事故。(別冊 判例タイムズ' 16 ---188 頁)

ア 法を犯した行為を行っていない。

()

乙第 12 号証の 2

イ 斜め後方の信号停車車両甲が 乙車の側方通過完了後突然走り出し追突することを乙車 は予見できない。

ウ 後端から 45cm 範囲に隣通行帯 信号停車中の甲車が 至近距離から発進し追突する車両の動きを乙車は回避できない。

従って 原告側加害者 甲 井陣の過失責任は 10 (100%) である。

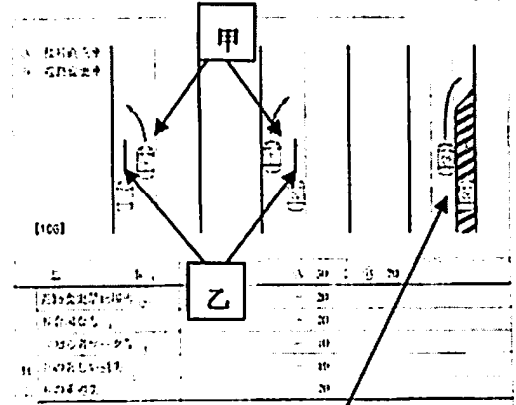
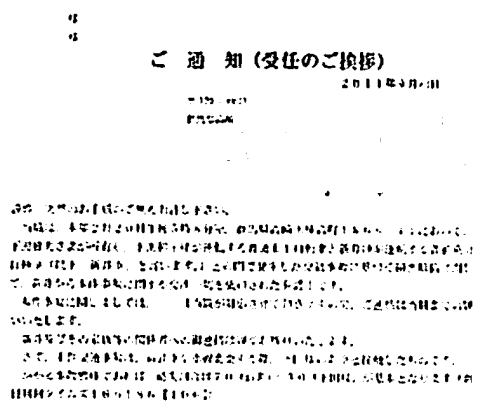
2. 原告側主張の経緯

(1) 代理人「我喜」主張

代理人を自称する「我が 2011年 02月 22日」への電話で「事故の内容はわからないが 8 (甲) : 2 (乙) 過失率だと主張した」。

(2) 訴訟代理人 崎連絡「ご通知 (受任のご挨拶)」2011年 04月 28日付表記文書で 被告 車乙が 原告側 甲 井車に追突する判例を引用し に送付してきた。この判例を引用し過失割合は 70 (甲 井) : 30 (乙 様) と主張した。この引用によれば、乙下田車が前方を遮った甲 井車に追突したことになり今回の衝突と損傷場所が違う (前・後逆になる) 全く根拠の無い主張である。

判例タイムズ 16 P186 / 適用困難



今回はセ・アラゾーン= 反対車線なのでありえない

()

乙第 12 号証の 3

(3) 被告 の回答

「判例タイムズ 16 P188 / 追突」を根拠に 崎に「相手方 過失無し」を回答した。

(1) 追突事故（被追突車に法外な過失がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の法的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規制に抵触して停止した車両や道路等の方法で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突率100%と被追突率0%ということになる。ところで、本事件は、法外な過失の所由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提としている。追突事故一般についてこの比率が適用されるものではない。仮に「9%（被追突車内に対する追突事故）」も適用されない。

判例タイムズ 16 P188 / 追突

(4) 甲第 7 号証、架空事故資料 （乙第 3 号証の 5）

訴訟代理人 崎弁護士は 2011 年 08 月 25 日付で 事件番号 平成 23 年（ノ）第 36 号債務額確定調停事件 “甲第 7 号証” を送付してきた。
記載事項の

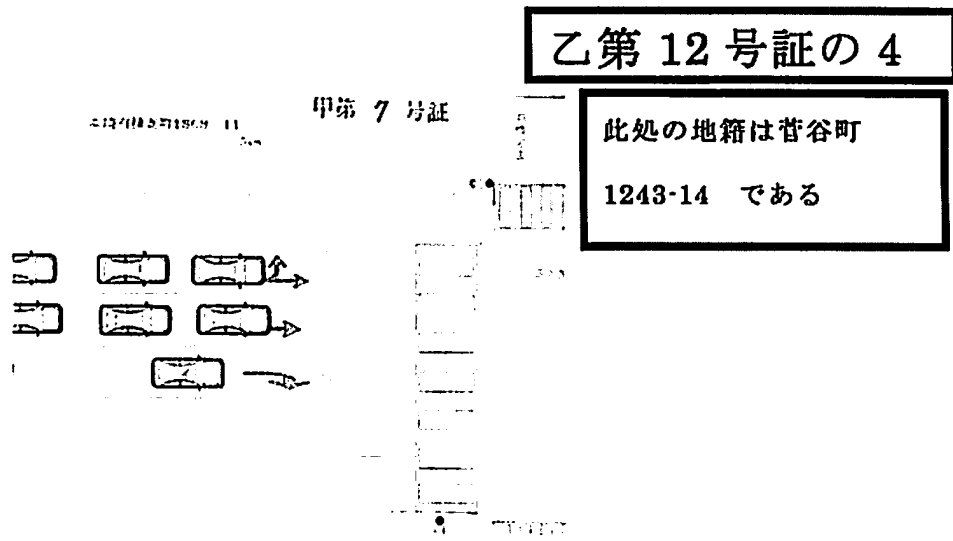
ア 事故現場が架空の場所

崎弁護士送付資料の場所は 高崎渋川バイパスの片側 3 車線道路を明示している。同日、甲、乙 両車とも 安中方面から前橋に向かって走行しており渋川方面から高崎に向かった事実は無い。

「甲第 7 号証」に記載位置はモスバーガー前方 「菅谷町 1243-14」である。

イ 記載された状況も架空であり、ここに記載された事故内容と被告が追突された事故は無関係である。

本主張から原告側、訴訟代理人は過失率主張の根拠の基本である、事故の事実すら把握せず 単に過失率の数字のみを主張していることが明白である。



(5) 事故現場確認

事故証明書記載の棟高町 1868-11 について高崎警察署交通課に確認を依頼した。交通事故調書の現場は「前橋安中富岡線セブンイレブン前面での追突と明確に図示」されており、住所の表示変更等は不要との見解である。(実況見分調書は訴訟時裁判所からの送付囑託時のみに発行との説明であった。) 尚、セブンイレブン棟高町店の地籍は 1868-118 である。

番号 00175 A

平成 21 年 4 月 23 日

群馬運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	自賠保年月日/文付年月日	初年度登録年月	自動車の種類	用途	自動車・写像用の別	車体の形状				
群馬 車名	平成 21 年 4 月 23 日	平成 21 年 4 月	小型	乗用	自家用	箱型	[001]			
トヨタ			乗車定員	最大総重量	車両重量	車両総重量				
車台番号			長さ	幅	高さ	前軸重	前軸重	後軸重	後軸重	
QNC21-001			379	169	163	660	-	-	390	
型式	原動機の型式	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号						
DBA-QNC21	3SZ	1.49L ガソリン	15274	0003						
所有者の氏名又は名称										
所有者の住所										
使用者の氏名又は名称	***									
使用者の住所	***									
使用の本職の位置	***									
有効期間の終了する日	平成 24 年 4 月 22 日									
備考	<p>[群馬]、新規登録 自動車重量税額 ¥56,700 [21年度税制]平成21年4月23日 新規登録 受検済み 平成22年度燃費基準達成車 平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 96dB 以下余白</p>									

[1050] 0781

乙第13号証



145

被告 の損害額

乙第 14 号証の 1

1. 損害額詳細

損害額の詳細は下記の通りである

(1) 車両破損損失修理代 153,330 円

(2) 不稼働時代替車両使用料 @6,300 円 X 12 日 = 75,600 円

(P2 を代車使用) 乙車(被告保有車両)は新車購入後 22 ヶ月経過、事故時 53,000 Km 走行している。乙車は被告が
 県拠点、東京都拠点、自宅、空港間を大型の荷物を積載して走行
 する繁忙な業務用車である、従って同等装備・特性・信頼性の代
 車の使用が業務遂行上不可欠である。借用書・領収書は
 宛であるが生計同一の家族 使用の為に
 借用しており此处での請求額に含める。

(3) 対被告及び修理会社・ への日本興亜損保側からの
 「保険適用可能性無」説明に起因する請求権明確化のための内容

証明関連費用、郵送代	31,500 円
	350 円
	<u>1,140 円</u>

小計	32,990 円
----	----------

(4) 車両修理対応、 依頼・折衝、上記項目対応に関連す
 る の損失費用

時間単価 15,000 円/時間 X 12 時間 = 180,000 円

(時間単価は が業務時顧客に請求する時間単価と同額。)

上記費用の内 車両修理代以外は保険適用可否にかかわらず、原告
 側が の対応要求に対し、自ら対応を電話で約束した通り適切
 に対応していれば発生しないか、極少額で済んだ内容である。

(1) ~ (4) 合計 金 441,920 円

乙第 14 号証の 2

2. 損失の発生責任


事故発生から 1 ヶ月間原告側関係者： 井陣、保険会社代理人： 我喜、日本興亜損保(株) の三者で 任意保険の有効性、復活に関して係争を継続。その間 被告 の損失最小化提案・要求に対し対応を怠り車両修理大幅遅延、不稼働損失を拡大させた。

{通常車両修理に保険を適用する場合保険会社の確認同意無しに修理会社は修理着手できない。(確認同意無しの場合査定額の差で修理会社と保険会社で不払い要因となる。)}

原告は下記「日本興亜損保(株) 担当 瀬良 (以下 ロセ) の被告への謝罪、支払合意」に対し全額を被告 に支払う義務がある。下記が平成 23 年 3 月 8 日の日本興亜損保(株) 担当 ロセから被告への連絡である。

平成 23 年 3 月 22 日保険有効復活に関する日本興亜損保 担当 林敦から反訴原告への通知により本支払合意が確定した。

5) 日本興亜損保 社は「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「井・日本興亜間の揉め事で」 へ対応が酷いことを謝罪した。 その際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他 2 次損まで要求とおりに支払うと説明、同意・支払合意した。(復活は 99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した)。

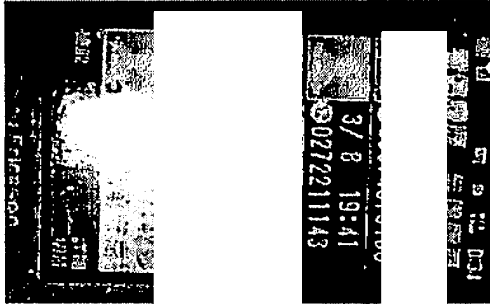


左記⑤ がtutからの着信記録。
電話番号 027-221-1143。
は日本興亜損保 群馬損害保険センターの番号と一致した。

乙第 14 号証の 3

2011 年 03 月 08 日 19:41 着信

日本興亜損保 群馬損害保険センター 瀬 (以下 ロセと記載)
と被告 の電話通話記録



左記⑫ がロセからの着信記録
電話番号 027-221-1143
は日本興亜損保 群馬損害保険センター
の番号と一致した。

S:

H: 瀬良 (ロセ)

S1 はい、 です

H1 日本興亜損保 群馬損害保険センターの です。

S2 今車運転中なのでこのまま、2-3分待ってください、 城の公園駐車場に入れますから。はい、公園駐車場に入れて車停めたのでOKです、続けてください。

H2 件の交通事故の件で連絡を

S3 1ヶ月近く何も対応してませんが酷いな、どうしてくれるんですか。なんで、こんなに時間がかかるんですか。

S4 何かとかいう訳の判らない代理店 と言う奴が電話してきたけど、修理前の確認はすっぽかすし、8割支払いは保証すると かに電話発注したまま放出しですけど。

S5 これ本物の代理店ですか。

H3 何かは確かにウチの代理店です。

S6 最低 8割支払保証の電話発注は有効ですよ、合意形成すれば電話でも発注完了、支払い義務がありますよね。

H4 はい。そうですか、それは困りました、任意保険が 99% 以上適用・支払いできない。代理店は保険会社と同じだからそこが払うと連絡すると保険会社が言ったのと同じで発注になります。

S7 99%以上支払いできないって、何かの言うとおりの保険失効ですよ。

H5 社内規則ではっきり申し上げられませんが、任意保険が 99% 以上適用・支払いできないということです。

S8 残りの 1%で何かはありうるんですか。

H6 今社内で確認中です。

乙第 14 号証の 4

- S9 確認してもう1ヶ月もやってて、いい加減で決まるでしょう、すぐ決めてくださいよ。
- H7 いや1週間ではとても無理です、2-3週以上かかります。
- S10 は、まだそんなに掛けてやるの、酷いな。 確認は復活のための確認ですか。
- H8 いえ、完全に100%駄目なことの最終確定手続きです。
- S11 と言うことは復活可能性は無いということ。
- H9 ほぼそうなります。支払い不可の時は保険会社は完全に降ります。あとは、個人間の話、保険会社も代理店も何も知りません。
- S12 でも電話発注分の支払い義務がある。
事故後 修理前立会だけすれば3-4日で修理完了できたものを、何故放置したんですか。2週間以上修理完了せず、最後はこれ以上損できないから の個人支払い保証入れて修理しました、損失甚大ですけど。大損出るのがわかっていて放置したでしょう。何故判っていて立会いしなかったんだよ。あのままだとまだ修理着手も出来ていないはずだ。
- S13 今回の任意保険の採め事に は関係・責任あると言いますか。
- H10 いえ、単純に新井と保険会社の不具合なので、 さんは全く無関係、大変ご迷惑をおかけしています、申し訳ありません。
- S14 迷惑レベルが違う、でどうしてくれるんですか。
- H11 修理費査定は 宛どおり、あとで高い、安いはず請求どおりに支払います。領収書も 宛でOKです 査定レベル差の件は言いません。
- S15 代車費用も出てますけど、仕事用の足を取られちゃ話にならない、支払いOKですよ、ね、酷いことするから、修理屋に何度も出向いたり対策資料書いたり、すごい手間ですよ2次損 週あたり5万円以上発生ですけど。これも請求出しますから。支払いはいいですよ、ね。
- H12 多分保険会社は無関係になりますけど、適用のときはいいです、請求どおりに支払います。全てこちら側の責任ですから。
- S16 再度確認しますよ、いいですか。 保険が適用になった場合は 修理費、代車費用、2次損失これらを からの請求どおりに支払う、これで間違いないですね。
- H13 はい、いいです。多分保険会社は無関係になりますけど。
- S17 とにかく早く対応してくださいよ、支払いの件は再確認しました、あとでまた逃げないでくださいよ。
- H14 できるだけ早く対応します。

以上

御 計 算 書

乙第14号証の5

お客様№

№ 31135941
平成23年 3月 9日

ご芳名

様

ご来店ありがとうございました。
またのお越しをお待ちしております。

店舗 高
TEL. 0
担当者 8

項 目	受 注 番	金 額
サービス	3193303	153,330

お振り金額 ¥153,330
約 数 ¥0

合計金額 (内消費税)	¥153,330 ()
----------------	------------------------------------

領 収 証

№ 31135941

様

¥153,330 也

(内消費税)

上記金額正に領収いたしました。
金額訂正および領収印の無いものは無効です

平成23年 3月 9日

お支払方法 現金

153,330

者)

印 記 欄



殿

借用書

私は、下記借入条項に同意し、以下の車両を 平成 23年 2月 21日(午前9:00)から平成 23年 3月 4日(午後19:00)まで借り入れます。

借入車両の表示
1 車両番号
2 車種 DBA- 00

記

借入条項

- 1.借入者は、借用車両を十分な注意を払い、責任を持って管理する。
- 2.借入者は、交通ルールの遵守と安全運転を心がける。
- 3.返却日時を遵守し、燃料を満タンにして返却する。
延長の場合は2日以前に申出て事前了解を得る条件とする。
- 4.借入車両の同居の親族以外への転貸し、質入をしない。
- 5.返却までの期間、借入者の不注意、不可抗力を問わず、車両の破損、盗難等で現状のまま返却不能となった場合は、協議のうえ等価の賠償をする。
- 6.返却までの期間に発生した故障は、その内容や状況に応じて責任割合を協議し、相応の修理代金を支払う。
- 7.返却期日前であっても、貸主が返却を要請した場合、速やかに返却する。
- 8.借用代金 は30分P2 同額 6,300円/日 X 日数 とする。

平成
借入者
住
氏
(目番・捺印)

領収書

下記金額領収しました。
6,300 X 12日分 合計 ¥75,600-



151

8-12

乙第14号証の7

2011年3月4日

高崎市
井 陣 殿

高崎市

請求書

2月20日 井 陣 氏、側後方
追突事故起因による、自動車修
理費用の支払いを請求します。
(受損車両 高崎)

金額 15 萬 3 千 3 百 3 拾 円

明細は別郵便送付のとおり。

2. 支払先 指定口座

群馬銀行高崎支店

店番号

76

普通預金口座

3. 支払期限

2011年3月15日銀行営業時間

4. 特記事項

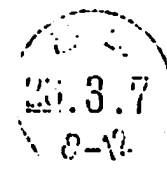
日本興亜損保代理店 ルガ
を名乗る人物が電話を掛けてき
ましたが、本日までに修理、当
方の稼働損を防止するために有
効な対応は一切ありません。

以上



152

2011年3月4日 2011年3月4日
郵便局
郵便事業株式会社



乙第15号証

事故処理の経緯

No	日付	事実関係	内容
1	2011/2/20 日	衝突事故発生	井陣 現場で、コンビニに借号停車から車輪越え発進を折しよとしてbBに衝突
2	2011/2/20 日	帰り道 持込	21日修理工費 一次見積
3	2011/2/21 月	午前 新井任意保険失効	自株代理人 ルカからの連絡 車を入れ替えたが連絡が無かった為期限切れ失効 契約の問題があり 使えるようになる方向で進めている。 夜 井家で ルカが協議、結果を22日9:00に連絡との説明
3	2011/2/22 火		ルカからの説明 (電話、が時間内に無いため から確認) こちらの電話に ルカが 井8: 2分担当主張 (根拠無) の修理着手はOK、100:0は難しいと主張、支払い最低8割は積約する、 保険が無効でも 井に払わせる。
4	2011/2/28 土		ルカからの連絡 2/28夕方コーが出て月曜日に に行ける、と回答
5	2011/2/28 土	自宅に請求	10:15 ルカ電話に出ないため、新井宅に連絡 電話に出た後3点 メモ伝達を依頼 -修理着手する -不稼働分の代車費用請求通告 -修理費全額支払い要求
6	2011/2/28 土		夜 ルカに連絡 保険会社に聞かないと判らない、休みなで確認後連絡する。
7	2011/3/4 金	支払い積約再確認	ルカから「修理受付の さん」に連絡 「お前の ルカさん保険対応OKとのこと」 修理受付の さんから日本興亜損保本体への連絡確認
8	2011/3/4 金		保険適用 現状できないとの回答
9	2011/3/4 金		から 井宛 請求の事実を明確にするため、先ず修理費用分に関する 請求書類および内容証明郵便発送。
10	2011/3/4 金		日本興亜損保/群馬 さんから 自宅)への電話 支払いが出来るかどうか未だ決まっていない、先々支払えることになれば連絡する。
11	2011/3/8 火	任意保険失効通知 対応遅延謝罪 保険復活時支払合意	日本興亜損保/群馬損保C さんから への電話 -本件保険支払いの可能性無し、極めて困難 社内手続きに時間が相当かかる(1週間では無理、2週以上) 理由は社内規則で言えない 社内手続きとは支払えない事を社内承認することである。 - の説明 保険に関する不具合で が修理を保留した、このため業務用車が使用 できない等の二次損がさらに膨れ修理費より大きい、責任積戻すること。 - 2週以上なぜ現物積戻もしないのか - なぜ対応を保留するのか - ルカとは何者か、本当の代理店か。 万一保険適用になれば本件係争の責任は 側に全く無いので、 支払額は全て 請求どおり。 積戻金は 宛でよい。クレームは一切つけない。 社内確認が完了し保険対応無しが確定すれば保険会社も、代理店も降りる、個人 間の協議になる、本件ほほそうなる見込み。 修理着手、完了を通告 以後対応全く無し
12	2011/3/20 日	自宅に再度請求	から 井自宅に電話/父親が持わる - 1ヶ月経過しても何も修理対応、処理に有効な対応をしていない、どうするつもりか。 - 井父 回答 ・保険会社がずっと適正な対応をしている ・保険会社経由の適正な対応になぜ自宅にまで電話するのか、警察を呼ぶぞ ・うるさい、自宅に電話するな
13	2011/3/22 月	興亜損保方針が一転 係争収束の模様	日本興亜損保/群馬損保C 林から への電話 保険対応することになった、保険会社の条件を先ず出す。 ; 既に協議済み 上記事前協議済みどおりの対応で良い。 請求全額支払いで 両氏電話協議合意済。(一筆不再理、合意を覆す理由が無い) 以下は 林とのやり取りの通り

事件番号 平成23年(ノ)第36号
債務額確定調停事件

申立人 井 哲 外1名

相手方 外1名

調停期日呼出状

平成23年7月1日

相手方 殿

高崎簡易裁判所A係

裁判所書記官 青 山

代表電話027-322-3541 内線

FAX番号027-321-7507

頭書の内容について、当裁判所に出頭する期日及び場所は下記のとおり定められましたから、出頭してください。

記

期日 平成23年8月31日(水) 午前10時00分

場所 当裁判所 簡易裁判所書記官室 (1階)

(注意事項)

やむを得ない場合を除き、必ず本人が出頭してください。

病気やその他やむを得ない事情で期日に出頭できない場合や、弁護士、司法書士以外の人(例えば親族や担当社員など)を代理人にしたい場合は、当裁判所にお問い合わせください。申立に使用した印鑑及び、この事件に関係があると思われる書類等をお持ちでしたら、当日持参してください。

実情に沿った紛争解決ができるように、調停期日では、事件の実情やあなたの言い分を十分お聴きします。

調停申立書

2011年6月7日 ()

高崎簡易裁判所 御中

申立人ら代理人

弁護士

崎 幸

当事者の表示

〒370

群馬県

申立人

井

哲

同所

申立人

井

陣

〒370 - 0073

群馬県高崎市

【送達場所】

崎法律事務所

申立人ら代理人弁護士

崎

幸

〒370 -

群馬県

相手方

同所

相手方

一般調停

調停事項の価額

金 40万9616円

ちょう用印紙額

金 2500円

申立の趣旨

申立人 井陣が、相手方 井哲に対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認する。

との調停を求める。

紛争の要点

1 申立人らと相手方らとの間で、次の交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した（甲1）。

(1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分頃

(2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11

(3) 関係車両 申立人 井哲（以下「申立人哲」という。）が所有し、申立人 井陣（以下「申立人陣」という。）が運転する普通乗用自動車（以下「申立人車」という。）

相手方 (以下「相手方」という。)が所有し、相手方 (以下「相手方」という。)が運転する普通乗用自動車 (以下「相手方車」という。)

(4) 事故の態様 申立人車が車線変更する際、相手方車と接触した。

2 当事者双方の損害

ア 申立人車は損傷を受け、その修理額は金25万0089円である (甲2, 3)。

イ 相手方車は損傷を受け、その修理額は金15万3330円である (甲4, 5)。

3 本件事故の示談交渉の経緯、本件事故の過失割合

ア 本件事故は、上記のように、申立人車が車線変更しようとしたところ、相手方車と衝突したものであり、本件事故の過失割合は、相手方ら=30%、申立人ら=70%が相当である。そして、上記過失割合に基づき処理すると、相手方らは、申立人車に対して、 $25万0089円 \times 30\% = 7万5027円$ を賠償する義務を負い、申立人車は、相手方雅夫に対して、 $15万3330円 \times 70\% = 10万7331円$ を賠償する義務を負い、双方の損害賠償請求権を対等額で相殺すると、申立人車は、相手方らに対して3万2304円の損害賠償債務を負うにすぎない。

イ これに対して、相手方らは、申立人らに対し、相手方車の修理費全額その他、「不稼働時代替車両使用料」「逸失時間補填」などとして合計44万1920円の不当かつ過大な請求をしている (甲6)。

4 以上のように、申立人らは、本件事故によって相手方らに生じた損害について3万2304円の適正な賠償をするつもりであるが、相手方らが申立人らに44万1920円という不当かつ過大な請求を行い、当事者間での解決が困難な状況である。

5 よって、申立人車は、相手方らに対して支払うべき損害賠償額は、3万2304円を超えて存在しないことを確認を求め、本申立をするものである。

証 拠 書 類

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 甲1号証 | 交通事故証明書 |
| 2 | 甲2号証 | 写真 (申立人車) |
| 3 | 甲3号証 | 修理費明細書 (申立人車) |
| 4 | 甲4号証 | 写真 (相手方車) |
| 5 | 甲5号証 | 見積書 (相手方車) |
| 6 | 甲6号証 | 通知書 (相手方雅夫作成) |

添 付 書 類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 申立書副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証写し | 各2通 |
| 3 | 委任状 | 2通 |

送 付 書

()

様
様

2011年8月26日

〒370

群馬県高岡市

簡 法 事 務 所

申立人代理人弁護士

簡 幸

下記の書類を送付します。

※受信された際には、下欄の受領書に日付を記入し、記名押印の上、そのまま（送付書と受領書を切り離さずに）送付者及び裁判所にファクシミリで送付してください。ファクシミリをお持ちでない場合にはご郵送をお願いいたします。

記

高岡簡易裁判所

事件番号 平成23年（ノ）第36号

当事者（申立人） 非 哲 外1名

（相手方） 外1名

文 書 名 申第7号証 1通

通 信 冊

..... 切り取らないで下さい

受 領 書

上記書類を受領しました。

2011年 月 日

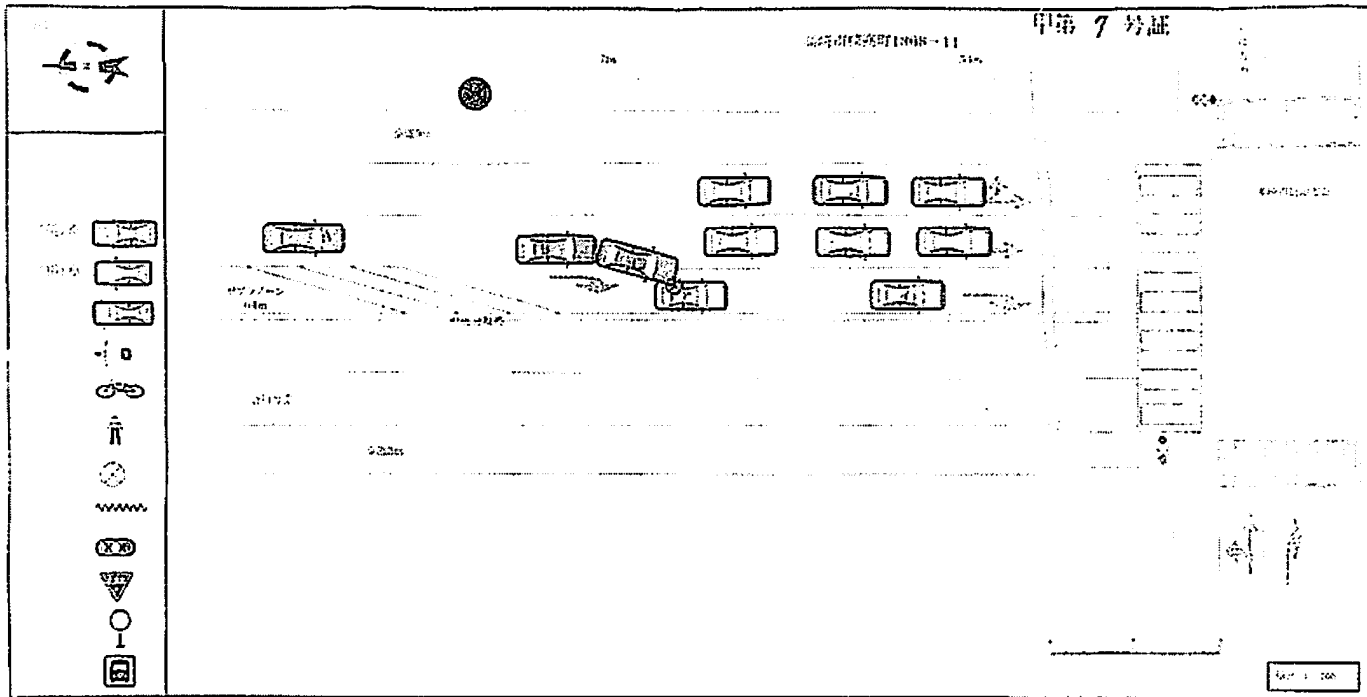
相手方

高岡簡易裁判所 御中

弁護士 簡 幸 殿

157

甲第 7 号証



車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置	車種	位置		
乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道	乗用車	北側車道
乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道	乗用車	南側車道
乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道	乗用車	東側車道
乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道	乗用車	西側車道

(50) 乗用車は、北側車道から南側車道へ右折した。乗用車は、北側車道で停止。
 (51) 乗用車は、南側車道で停止。
 (52) 乗用車は、東側車道から西側車道へ左折した。乗用車は、東側車道で停止。
 (53) 乗用車は、西側車道で停止。 (54) 乗用車は、北側車道で停止した。

乙第 10 号証



調停申立書に対する反論

2011年9月10日

高崎簡易裁判所御中

事件番号 平成23年(ノ)第36号

債務額確定調停事件

申立人 井 哲 他1名

相手方 他1名

反論の主旨

申立人 井 陣 が 相手方 に支払うべき損害賠償額は441,920円である。

反論の要点

乙第1号証の交通事故証明書に記載された下記交通事故に関する申立人の不当な主張に対して反論申立する。

1. 発生事故

- (1) 発生日時 平成23年2月20日午後5時8分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町1868-11 群馬県道10号線 前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 申立人 井 陣が運転する 車両番号 高崎 330 300 が相手方が運転する車両番号 高崎 に後方から追突した事故

2. 当事者双方の損害

- (1) 申立人の損害 (乙第2号証)
申立人の修理額は25万0089円を主張するが、乙第2号証記載の通り 甲第2号証中に当該事故に起因しない損傷の修理額の不当な加算が含まれること、甲第2号証は見積額の提示のみで修理実施の事実が存在しないため、実際の損害額は申立人の主張する金額より相当低いと想定される。
- (2) 相手方の損害額は 44万1920円である (乙第3号証)

内訳	①車両破損損失修理代	153,330円
	②不稼働時代替車両使用料	75,600円
	③内容証明他費用	32,990円
	④損失費用	180,000円

3. 本事故の処理に対する対応、過失割合 (乙第4号証) (乙第5号証)

(1) 事故処理

本事故発生時 申立人は任意保険を適用した処理を企てたが、車両入替後

事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、「期限の30日以内」を超過し申立人の車両の任意保険は失効していた。このため申立人と日本興亜損保(株)間での係争が1ヶ月以上継続し車両修理代以外の損失が拡大した。
2011年3月22日から同係争が収束した模様で、日本興亜損保の 林が代理人と称し相手方 崎に不合理な要求をもって接触してきた。その後日本興亜損保の契約弁護士 崎が代理人を自称して接触してきた。

(2) 過失割合

本件は混雑交差点付近における交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり 申立人の過失割合が10(100%)である。

また、申立代理人 崎の主張は 発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空の捏造であり、反社会的且つ不当な主張の中止を強く要求する。

(3) 追加的損失

下記追加的損失については申立人、日本興亜損保および代理人に対し相手方より最小化のための善意の連絡を繰返したが、申立人と日本興亜損保(株)間の係争優先で相手方の損失最小化の提案は無視され損失が拡大した。

尚、下記費用は相手方 崎と日本興亜損保(株) 群馬損害保険センター間で申立人側が全額支払う協議・合意が済まされている。

②不稼働時代替車両使用料	75,600 円
③内容証明他費用	32,990 円
④損失費用	180,000 円

4. 反論申立

以上の経緯に基づき申立人は 申立人の一方的責任に起因する相手方の損失に対し速やかな弁済支払いを行い、反社会的行動に対し謝罪することを要求し相手方 崎は本反論を申し立てる。

証拠書類

1 乙第1号証	交通事故証明書
2 乙第2号証	申立人 甲第2号証 に対する反論
3 乙第3号証	相手方(下田)の損害額
4 乙第4号証	過失割合、事故詳細
5 乙第5号証	事故対応の経緯
6 乙第6号証	弁護士 藤崎送付資料
7 乙第7号証	代替車両借用書

乙第17号証の3

申立人 甲第2号証 に対する反論

1. 甲第2号証 記載内容

- (1) 撮影日時が事故日から 18 日後であり、その間継続的に走行・使用されていたと推定する、甲車は大型の高剛性車であり損傷は軽微なものと推定する。
- (2) 甲第3号証 修理費明細書は査定額を示したもので、修理の実施については何も記載されていない、また、本件に関しては相手方 側には修理連絡がされていない。上記 2011 年 03 月 08 日 19:41 の ロセの説明と内容に齟齬が存在する。(「保険適用が 99% 無い」車両の修理査定をなぜ 3 月 9 日 翌日するのか、疑義がある。)
- (3) 便乗修理

下記添付写真①が乙車の追突による損傷部である、これは写真②の甲車バンパー損傷部との接触によると推定できる。

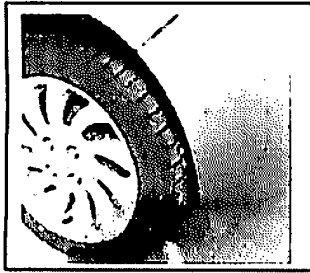
しかし、

写真③の甲第2号証 16 番写真に相当する位置に乙車の損傷が無い。

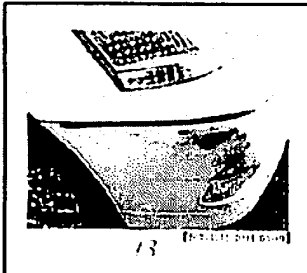
写真④の甲第2号証 19 番写真に相当する位置は乙車の損傷位置より後方になり損傷位置に届かない、また金属ホイールの「齧り損傷」の傷が乙車に無い。

事から写真③、写真④ に示された損傷は今回の甲車の追突事故に起因していないものと判断できる。 便乗修理費を相殺見積に加算することは不当である。

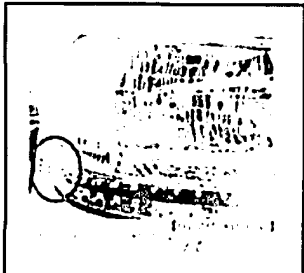
① 乙車損傷部



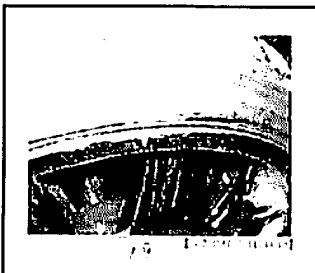
② 乙車損傷部 1



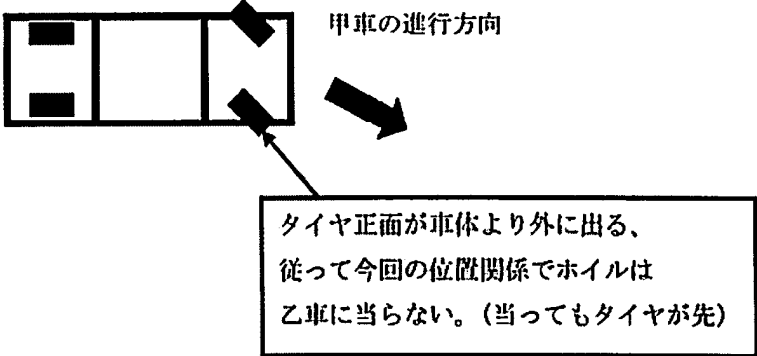
③ 乙車損傷部 2 別事故起因
傷高さに乙車衝突痕無



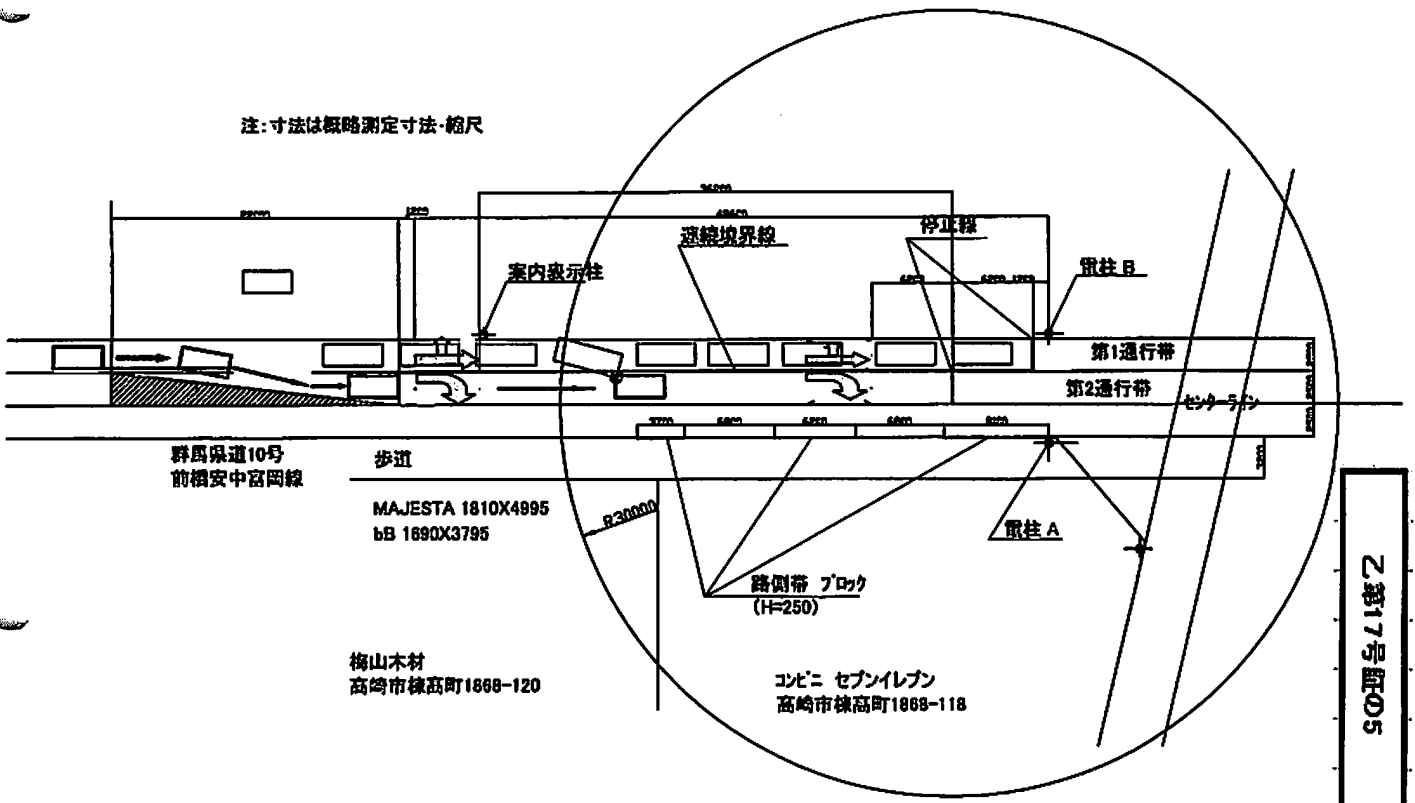
④ 乙車損傷部 3 別事故起因
金属同士の接触痕乙車に無



(3) 参考：位置関係と接触部位



注: 寸法は概略測定寸法・縮尺



163

()

2. 追突事故発生後の対応

1. 申立人、保険会社・日本興亜損保間の係争

(1) 任意保険失効

昨年 甲車入替後事故発生日迄 30 日以上を経過し任意保険は失効。

同業の「三井住友海上保険」「あいおい損保」担当に見解を求めた、その内容を下記に参考に示す。(両社共通)

- ① 車のことは必要事項が車検証に明記されている。
- ② 保険のことは自賠責も任意保険も保険証に明記されている。
両者とも即時、その場で有効性は誰が見ても判断できる。
- ③ 保険金不払問題以降、業界の社内統制は厳密であり即時有効でない
保険を1ヶ月以上経過してから復活することはありません。
万一、発生・発覚すれば経営者が監督官庁から責任を問われる。

(2) 日本興亜損保 / 代理人 崎の連絡は下記であり見解の相違が大きい。

日本興亜損保の社内統制上の課題で問題を発生させ事故の処理を遅延させた。

ご 通 知

2011年5月20日

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

〒370-

群馬県

高崎市

高井町

日本興亜損害保険株式会社 代理人

本年4月28日、井崎の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当務までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関する当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるものであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、

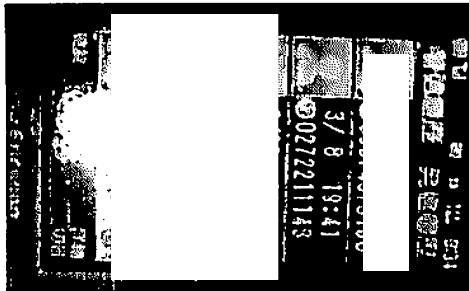
検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

()

(3) 申立人、保険会社 の対応

- 1) 車両入替後 30 日以上経過し任意保険は失効。(代理店 ボート ｶﾞが電話で下田に 2011 年 02 月 21 日説明)
- 2) 保険代理店、保険会社は失効の確定手続きを進めた。
- 3) 申立人、保険会社の係争後、約 1 ヶ月後に失効した保険をよみがえらせた。
- 4) この間、代理店 ｶﾞから に相手方被害車両の修理を電話発注したまま無視。(は発注を電話で ｶﾞから受けている。)
- 5) 日本興亜損保 ロセは「任意保険は失効」の連絡とともに、長期間「井-日本興亜間の揉め事で」 へ対応が酷いことを謝罪した。 その際、万一復活時には被害車両修理費、代車、その他 2 次損まで要求どおり支払うと説明、同意・支払合意した(但し、復活は 99%以上無く、100%無いことの社内確認手続き中と説明した)。



左記㊦ が ㊦からの着信記録
 電話番号 027-221-1143
 は日本興亜損保 群馬損害保険センター
 の番号と一致した。

- 6) 2011 年 03 月 22 日失効保険を再生した模様で、保険担当者を ㊦から、林に変更、謝罪・支払い合意、経緯を踏み倒し、振出からの交渉を要求してきた。
 経緯を無視した一方的な興亜損保側の対応に対し は首尾一貫した対応をした。
- 7) ㊦林が交渉を打ち切り、不明な 4 人目の自称代理人 弁護士登場、全く状況の当てはまらない判例引用、高圧的な交渉を要求してきた。
- 8) 本件の自称代理人 4 名は連絡・関連文書が来る度に主張、説明の主旨が振れ、信用に値せず、社会常識上交渉の当事者と認識できない。
 下記に代理人 篠崎の送付資料の見出しを添付する。

様

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月28日

〒370
群馬県

岡 法 律 事 務 所

井 陣 代 理 人

(印)

弁護士 岡 幸



謹啓 突然のお手紙のご無礼お詫下さい。

当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、
さまが所有し、.....様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用
自動車（以下「井車」と言います。）との間で発生した交通事故に基づく損害賠償に関し
て、新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させていただきますので、ご連絡は当職までお願い
いたします。

様

ご 通 知

2011年5月20日

〒370

群馬県高崎市.....

岡 法 律 事 務 所

井 陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

弁護士 岡 幸

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿
が所有し、.....様が運転する普通乗用自動車と 井陣が運転する普通乗用自動車との間
で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、井陣の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日
本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と
題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社
から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社
に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

様
様

()

ご 通 知 (受任のご挨拶)

2011年4月23日

〒370

群馬県高崎市

簡 法 律 事 務 所

井中 代理人

弁護士

簡 幸

謹啓 突然のお手紙のご無礼お許し下さい。

当職は、本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市種高町1868-11において、
 さまが所有し、 様が運転する普通乗用自動車と 井中が運転する普通乗用
 自動車（以下「井中」と言います。）との間で発生した交通事故に基づき損害賠償に関し
 て、新井から本件事故に関する交渉一切を依頼された弁護士です。

本件事故に関しましては、今後は当職が対応させて頂きまますので、ご連絡は当職までお願い
 いたします。

新井及びその家族等の関係者への御連絡は固くお断りいたします。

さて、本件交通事故は、井中が車線変更する際、 様のお車と接触したものです。

かかる事故態様であれば、過失割合は70（井中）：30（ 様）が基本となります（別
 冊判例タイムズ16p186【106】）

また、物損の場合、その損害は文字通り財産的損害に留まり、それが回復されればそれ以
 上の損害が発生する余地はありませんので、当方で、「逸失時間填補」なるものをお支払い
 しなければならない理由は一切ございませんので、その点ご了承ください。

代中使用料及び郵送費用につきましても、何ら立証資料及び根拠が示されない中、当方で
 負担しなければならない理由はないものと考えております。

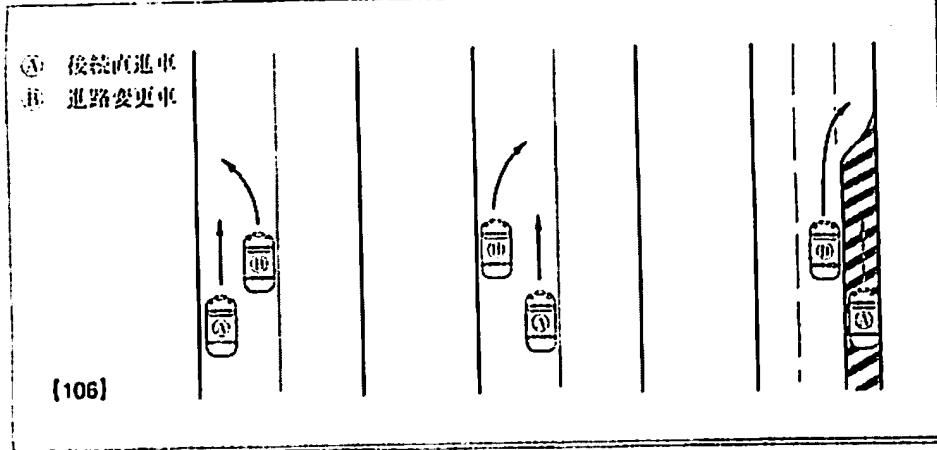
従いまして、 様に生じている損害（修理費として15万3330円）の7割（10万
 7331円）を当方が負担し、 井中の修理費25万0089円の3割（7万5027円）
 を 様に御負担いただくこととなりますので、これを対当額で相殺処理すると、当方
 が 様に3万2304円をお支払いして示談となります。

なお、「逸失時間填補」に 様が固執されるようであれば、当事者双方で話し合いを進
 めても事態が進展しないことは誰の目から見ても明らかですので、当方と致しましては、高
 崎簡易裁判所に調停を申し立てさせて頂き、今後は、調停委員会及び裁判官の意見を踏まえ、
 適切に処理させて頂きたく所存です。この点、ご加入の損害保険会社様とご相談されること
 を是非ともお勧めいたします。

以上、御挨拶のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

合
し
全
け
の
④
い
⑤
が
る
⑥
い



(106)

基 本 ④		④ 30 : ⑤ 70
特 正 要 点	進路変更禁止場所 ②	- 20
	④合図なし ③	- 20
	④初心者マーク等 ①	- 10
	④の著しい過失 ⑤	- 10
	④の重過失 ⑤	- 20
	④15km以上の速度違反	+ 10
	④30km以上の速度違反	+ 20
	④セブゾーン進行 ⑥	+ 10~20
	④の著しい過失 ⑦	+ 10
	④の重過失 ⑦	+ 20

1) ④が左又は右から進路変更する場合もある。⑤が適法に進路変更の合図をしていることを前提とする。この形態の事故は、双方の速度に差があることが前提となる。④の速度が⑤より高速であるか、進路変更時に⑤が減速するか、又は④が加速中であるかのいずれかである。このような④の進路変更は、原則として④の速度又は方向を急に變更させることとなるから、基本的には④に有利に考えるべきであるが、④としても、⑤があらかじめ前方にいるのであるから、⑤の合図等により、進路変更を察知して適宜、減速等の措置を講ずることにより追突を回避することは、前車が進路変更と同時に急制動をかけたような場合は別として、一般にさほど困難ではない。そこで、基本割合では、④にこのような前方不注意の過失があることを想定している。

2) 車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の変更の禁止を表示する道路標示によって区画されているときは、原則として、その道路標示を越えて進路を変更してはならないものとされているから(法26条の2第3項、なお例外につき同項各号を参照)。このような進路変更禁止場所での進路変更については、④に20%加算禁止する。

3) 合図なしとは、方向指示器等により右折等の合図をし、かつ、これらの行為が終わるまで当該合図を継続しなければならないのにこれを欠く場合をいう(法53条1項)。進路変更の合図は、④の前方注意義務違反の基礎として重要な意味を持つものであるから、その違反については20%の割

第2 四輪車同士の事故

168

(3) 追突事故（被追突車に法24条違反がある場合）

追突事故の場合、基本的には被追突車には過失がなく、追突車の前方不注意や車間距離不保持等の一方的過失によるものと考えられる。したがって、一時停止の規則に従って停止した車両や渋滞等の理由で停止した車両に追突した場合の基本割合は、追突車100：被追突車0ということになろう。

ところで、本基準表は、法24条違反の理由のない急ブレーキをかけたために事故が発生した場合のみを前提にしている。追突事故一般についてこの基準が適用になるものではない。後記「リ 駐停車車両に対する追突事故」も参照されたい。

前2 四輪車同士の事故

(10)

修正要素	住
	①
	②
	③
	④
	⑤

① 追
（法
同等
はその
レー
基準
たも
被
合を
また
けた
住
人が
符、
を予
② ③
④ ⑤
信積
⑥ 積
ラン
⑦ 被
には

様

ご 通 知

2011年5月20日

〒370-

群馬県高崎市

岡 法 律 事 務 所

井陣

日本興亜損害保険株式会社 代理人

(印)

弁護士

岡 中

謹啓 本年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11において、貴殿が所有し、様が運転する普通乗用自動車と井陣が運転する普通乗用自動車との間で発生した交通事故（以下「本件交通事故」といいます。）の件でご通知いたします。

本年4月28日、井陣の代理人として、通知書をご送付いたしました。貴殿より、日本興亜損害保険株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、「貴社保険の不具合の件」と題する書面（以下「本件書面」といいます。）をご送付頂きました。本件書面の件で、当社から対応一切の委任を受けましたので、当社を代理して、ご回答いたします。今後は、当社に対するお問い合わせも当職までお願いいたします。

さて、本件書面の件に関します当社の回答ですが、一定のお時間を頂戴したのは、本件において保険契約が適用されるかどうかを確認するためです。言うまでもなく、損害保険会社は、契約者と締結した保険契約に基づき、各種の事故に対応することになるものであり、まずは当該保険契約が当該事故に適用されるかどうかを確認する作業が不可欠です（これは、全ての損害保険会社が行っている作業です。）。この確認作業にどの程度の時間を要するかは、検討すべき契約条項、それを判断する上で必要な調査事項により異なることとなります。

そして、当社と致しましては、今回の確認作業に要した時間はやむを得なかったものと考えております。もっとも、貴殿より、本件書面において、「大変な迷惑を受けている」とご指摘を頂いたことは大変遺憾に存じます。

次に、井陣の代理人として、本件交通事故に基づく損害賠償請求について、お伝えいたします。

当月8日、貴殿より当職宛に頂いたお手紙を拝見した結果、当方と致しましては、当事者間だけでの話し合いによる解決は不可能と判断し、本件交通事故の速やかな解決をはかるため、高崎簡易裁判所に調停を申し立てることといたしました。

以上、よろしくごお願い申し上げます。

敬具

()

平成24年(ハ)第128号

損害賠償請求事件

反訴原告
反诉被告 井 陣

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年5月2日

反訴原告

()

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第20号証	陳述書	平成24年5月2日		平成24年(ハ)第128号 平成24年(ハ)第108号 陳述書	

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 128 号

乙第 20 号証の 1

事件名 損害賠償請求事件

平成 24 年 5 月 2 日作成

高崎簡易裁判所第 1 係 御中

氏名 反訴原告

陳述書

この事件の経緯等は以下のとおりである。

第 1 発生事故と損害の起因等

1 発生事故

- (1) 発生日時 平成 23 年 2 月 20 日午後 5 時 8 分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町 1868・11 群馬県道 10 号線
前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 反诉被告 井 陣 氏が運転する 車両番号 高崎 330
800 (甲車) が 反訴原告 が所有し 訴外
が運転する車両番号 高崎 (乙車) に後方から追
突した事故。

2 事故の起因、状況

- (1) 前方赤信号で第 1 通行帯に停車中の甲車が、進行方向前方の安全確認を怠り 前方に存在する乙車の存在を無視して 右側コンビニエンスストアに向けて停車状態から交差点右折車線 第 2 通行帯を横切り右折発進したことに起因する。
- (2) 甲車発進時、右折用第 2 通行帯を右折のため徐行進行し、通過を完了した乙車の左後部端部に斜め後方から追突し



乙第 20 号証の 2

た。

3 反訴原告の損害

(1) 反訴原告の損害額は 44 万 1920 円である

内訳	ア	車両破損損失修理代	153,330 円
	イ	不稼働時代替車両使用料	75,600 円
	ウ	内容証明他費用	32,990 円
	エ	損失費用	180,000 円

(2) 本事故の処理に対する対応、過失割合

ア 事故処理

本事故発生時 反訴被告は任意自動車保険を適用した処理を企てたが、日本興亜損害保険(株)代理店 我喜 氏の説明に依れば「平成 22 年 12 月 21 日車両登録後事故発生時までには保険の車両組替手続が行われず、付保車両切替期限を超過し反訴被告の車両の任意保険は失効した。」このため反訴被告 井陣氏側と日本興亜損保(株)間での自動車保険に関する係争が 1 ヶ月以上継続した。

乙車修理時、適用保険会社の同意なき修理は不払理由となるため反訴原告車両の修理が遅延し不稼働損失、二次損失が発生・拡大した。

反訴被告と日本興亜損保(株)間での係争中、日本興亜損保(株)側は乙車の不稼働損を最小にするための対応に反訴原告と合意したが、合意事項は全て無視され、破られた。

イ 事故過失割合

本件は混雑交差点付近における反訴被告の交通法規違反および重大な過失に起因する一方的な追突事故であり反訴被告の過失割合が 10 (100%) である。

乙第 20 号証の 3

また、反訴被告訴訟代理人 〔崎幸 弁護士らの主張は 発生場所、
車両の走行道路、事故の状況等 架空である。

ウ 損失費用等の拡大

損失費用等については反訴被告、日本興亜損保㈱および代
理人に対し反訴原告より最小化のための善意の連絡を繰
返したが、反訴被告と日本興亜損保㈱間の係争による対応
遅延で反訴原告の損失最小化の提案は無視され損失が拡
大した。反訴原告 〔所有車両の修理対応は適正に
有効な自動車保険が付保されていれば 3 日～4 日以内で修
理、自動車保険による事故処理全てが完了する程度の軽微
なものである。

第 2 反訴被告と日本興亜損保㈱間係争収束後の対応

1. 2011 年 3 月 11 日 日本興亜損害保険㈱ からの連絡

「保険会社側の考えを文書で提示する」との口頭事前電話連
絡があり 2011 年 3 月 11 日付けの「御連絡」表題の文書が送
付された。

担当が 喜久 氏、 瀬 氏から 〔林 敦氏に変更され下
田が「解決策を提示されたい」と話したことに趣旨かすり替
えられていた。既に、交渉は終結しており後は支払いを待つ
状態である。

2. 損害負担に関する自由意志に基づく合意

被害車両修理費用及び下記損失費用は反訴原告 〔と
当該時点での反訴被告代理人・日本興亜損保㈱ 群馬損害保
険センター 〔瀬 氏間で平成 23 年 3 月 8 日に反訴被告側が
全額支払う協議・合意が対応遅延に対する謝罪と同時に完了

乙第 20 号証の 4

している。

(ア) 不稼働時代替車両使用料	75,600 円
(イ) 内容証明他費用	32,990 円
(ウ) 損失費用	180,000 円

3. 日本興亜損保からの連絡と の対応

日本興亜損保からは上記合意を覆し、 に不利な、振出からの交渉を要求する書面が平成 23 年 3 月 22 日、平成 23 年 3 月 28 日、平成 23 年 4 月 4 日、平成 23 年 4 月 12 日、平成 23 年 4 月 18 日、平成 23 年 4 月 26 日 の計 6 回送付された、いずれも「損害負担に関する自由意志に基づく合意」を無視するものであった。最終の平成 23 年 4 月 26 日書面に委任弁護士起用の通知があった。

日本興亜損保からの連絡に対し からは、迅速に事故後の状況、経緯を明記し合意の履行を求めた回答書を 2011/03/27、2011/04/02、2011/04/09、2011/04/17、2011/04/24 の 5 回送付し迅速に対応している。(甲第 4 号証)

第 3 反訴被告代理人 崎弁護士の対応

(1) ご通知(受任のご挨拶)表題文書送付 2011 年 4 月 28 日

送付された文書で 崎弁護士は反訴原告 所有の乙車が、前方で車線変更した甲車に追突した、と事故内容をすり替え、 の過失割合 30 と主張し、損害負担に関する自由意志に基づく合意も無視した主張を展開した。

(崎弁護士主張は 運転の乙車が 井陣氏が運転する先行車両甲車に追突した 前後関係が逆転した架空の事故である。)

乙第 20 号証の 5

(2) ご通知 表題文書送付 2011 年 5 月 20 日

送付された文書で 崎弁護士は「任意保険の有効性確認に時間がかかる…」世間常識からは乖離した主張を展開し、高崎簡易裁判所調停申立ての通知をしてきた。自動車保険の有効性は保険証に保険会社が全て保険契約に基づき明記している。

(3) の上記連絡に対する対応

2011 年 5 月 08 日、2011 年 5 月 30 日付けの 2 書面で今までの経緯を確認説明し、合理的な対応要求を行った。(甲第 4 号証)

第 4 高崎簡易裁判所 調停他

1. 期日呼出状

平成 23 年 7 月 1 日 事件番号 平成 23 年 () 第 36 号

債務額確定調停事件 申立人 井哲 他 1 名

が高崎簡易裁判所から送付された。

2. の対応

期日呼出状の指示通り対応し担当判事、調停委員との協議を開始したが、調停申立書の「関係車両所有者 井哲」記載が虚偽記載であり、記載内容も事故が 従来からの 車 (乙車が) 甲車に追突する虚偽主張、更に追加送付 第 7 号証 に記載された事故発生場所が 300m 変位し、両車両の走行方向が 90 度ずれる等 社会常識から逸脱した内容の為 担当判事、調停委員各位 に説明し調停の終結をお願いした。調停申立書は保険会社が間違えるはずの無い車両所有者をすり替えた偽計によるものであり、裁判所の調停制度を悪用して自らの主張を被害者に押付ける事を意図した内容である。

事故車両の所有権を偽り甲側と乙側が結んだ調停書の有効性に問題があり、第三者に対抗できないことを日本興亜損害保険(株)、代理人

乙第 20 号証の 6

崎弁護士は当然認識している。

第 5 求償金請求事件の訴状

更に、事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 108 号 求償金請求事件の訴状
はこの上記偽計をそのまま踏襲したものである。

第 6 結言

1. 事故責任、

本事故の過失責任は追突加害者である反訴被告 井陣氏
100%であることは証拠資料から鮮明であり車両修理費の損害
賠償を求めるとともに、 と 2011 年 3 月 8 日 時点での
反訴被告代理人・日本興亜損保(株) 群馬損害保険センター 瀬
氏間での反訴被告側が全額支払う協議・自由意志に基づく合
意による支払いの履行を求めたく、裁判長の判決をお願い致し
ます。

群馬県

群馬県

高崎簡易裁判所第1係 御中

事件番号 平成24年(ハ)第128号

事件名 損害賠償請求事件

反訴原告

反诉被告 井 陣

準備書面

平成24年4月10日付 反诉被告 反訴答弁書に対する反論

平成24年5月2日

反訴原告

立証の趣旨

表記反訴答弁書に対する反論の趣旨を次に記載する。

表記当事者間の頭書事件に関する平成24年4月10日付け反诉被告新井陣 反訴答弁書 に対し反訴原告 は次のとおり反論する。

第1 請求の趣旨に対する答弁に対する反論

- 1 反诉被告は反訴原告に対し金44万1920円を支払え。
- 2 訴訟費用は反诉被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因に対する認否 答弁に対する反論



1 請求原因第一の内 1「発生原因について」 に対する反論

反訴被告 井 陣が運転する車両が後方から追突した一方的な追突事故であることは 乙第 9 号証 高崎警察署長発行の物件事故報告書に明記されており且つ当該資料記載の内容は乙第 2 号証記載のとおりである。

2 同第一の内 2 反訴原告の損害について に対する反論

反訴原告の損害額は 44 万 1920 円である

乙第 5 号証記載のとおり、これらの損失発生は全て反訴被告 井陣及び 井陣側と日本興亜損害保険(株)間の係争に起因している、反訴被告側に損害発生責任が全てあることは明確である

3. (2) ア、イ及びウの事実を否認する に対する反論

ア 井陣運転の自動車保険に関して平成 24 年 4 月 5 日付で新たに提出された甲第 5 号証に事故当日平成 23 年 2 月 20 日時点で有効な自動車保険が存在しないことが明記されている。これらの経緯については第 6 号証において日本興亜損害保険(株) 瀬良 氏が反訴原告 井陣 氏に説明した内容と矛盾が無く、反訴原告側の損害発生責任が全く無いことについては 瀬良 氏の謝罪により明確に示されている。

イ 乙第 9 号証による本件過失割合の裏付

乙第 9 号証 高崎警察署長発行の物件事故報告書に 井陣が運転する車両が後方から追突した一方的な追突事故であることが明記されている。追突事故は右側 右折第二車線を通り完了した 井陣 運転の乙車両に 斜め後方の信号停車位置から発進した 井陣 甲車両の追かけ衝突であり、乙第 2 号証記載のとおり、乙車側の過失は 50% である。 井陣 氏に漫然運

転や前方不注視の事実はない。交通事故処理における「追突」の定義によれば、追突された側（今回 運転の乙車）の前方に 井陣運転の甲車は存在しないから、反诉被告代理人の 崎幸治弁護士の主張する乙車の前方不注視は物理的に成立しない。

4. 反訴原因に示された損失

反訴原告に生じた損失は反訴状 「2 反訴原告の損害
反訴原告の損害額は 44万1920円である（乙第5号証）」
に明記のとおりである。

これらの発生原因が反诉被告 井陣に全てあることは明確に示されており 日本興亜損害保険(株)の担当、 瀬良 氏と反訴原告 ;間で日本興亜損害保険(株)が支払う意思表示が合致している。

第3 結論

以上の経緯に基づき反訴原告は 反诉被告の責任に起因する損害に対し速やかな賠償支払を求める。

付属書類

1 準備書面副本

1通

高崎簡易裁判所第1係 御中

資料 Q

事件番号 平成24年(ハ)第108号

事件名 求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

準備書面

平成24年4月10日付原告 訴状訂正申立書に対する答弁書

平成24年5月2日

被告

表記当事者間の頭書事件について、被告は次のとおり答弁する。

(尚、原告の訴状の記載については平成24年4月10日付 原告 訴状訂正申立書により訂正されていることを前提としている)

第1 平成24年4月10日付 原告訴状訂正申立書に対する答弁

本訴状訂正申立書は求償金請求事件の訴訟の根拠となる原告の被侵害利益の存在に関する重要な行為に該当する訂正であり本訴状訂正申立書の却下を求める。

第2 訂正後の請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

第3 請求の原因に対する認否

- ・ 請求の原因第1項の 本件交通事故の発生 の内 交通事故の発生、(1)、(2) の事実は認め、(3) 及び (4) は否認す

る。

- ・ 請求の原因第 2 項の 訴外陣に生じた損害は否認する。
- ・ 請求の原因第 3 項の 被告の責任は否認する。
- ・ 請求の原因第 4 項の 損害賠償請求権の取得は否認する。
- ・ 請求の原因第 5 項の 結論は否認する。
- ・ 請求の原因第 6 項は認める。

第 4 被告の主張

1 事故加害者 井陣が運転する普通乗用自動車の所有権

新井陣が運転した自動車の所有者は、本人が事故現場で申告し添付（乙第 1 号証） 群馬運輸支局長 発行の 登録事項等証明書 現在記録に記載のとおり 井陣である。

被告 の運転する乙車は普通乗用車ではない。

事故の態様は第 1 車線信号停車中の甲車新井陣が側方第 2 右折車線を徐行速度で通過完了した乙車に斜め後方から発進・追突した一方的な加害事故である。

2 井陣の損害

平成 24 年 4 月 10 日付原告訴状訂正申立書 3 項において原告の保険金の支払先が 井哲から 井陣に訂正と記載されている。企業が決算時期を過ぎた時期に支払い相手先を変更することは企業の会計処理上困難であるから本訂正は虚偽または不正である。

また甲第 5 号証の事故履歴欄には事故日 H23.02.20 未完と記載されており、「未完」は通常保険金支払いが未完であることを意味する。

3 請求の原因第 2 項の 井陣に生じた損害

甲第 1 号証事故車損傷部写真

写真番号 16 右ヘッドランプユニット擦過傷、写真番号 19 の損傷は被告下田裕子運転車両の対応部分に傷が存在せず、衝突の位置関係から今回の事故では接触、損傷できない。従って甲第 2 号証 修理費明細書には本件事故に起因しない修理費 10 万 0100 円が含まれている。

(部品コード 0455 --- 6 万 2300 円、4340 円、3 万円

部品コード 1105 --- 3460 円)

(乙第 2 号証の 3) (乙第 2 号証の 4) (甲第 2 号証)

4. 請求の原因第 3 項の 被告の責任

事故の過失割合は 井陣 100%であるから被告 の過失責任は存在しない。(乙第 2 号証) (乙第 3 号証)

第 1 車線信号停車中の甲車 井陣が側方第 2 右折車線を徐行速度で通過完了した乙車に発進追突する事故で乙車の前方不注意は無い。交通事故処理において追突事故と明示されたものは、追突された側 (乙車) が既に追突する側 (甲車) の前方に位置しており、追突される側の前方不注意の責任概念そのものが存在しない。

5. 請求の原因第 4 項の 損害賠償請求権の取得

ア 保険契約

原告の主張する保険期間開始日 平成 22 年 7 月 17 日における「事故発生時 井陣が運転する普通乗用自動車」は「登録番号 群馬 30 133、所有者が群馬県邑楽郡

氏」であるから 井哲氏が請求の原因第 4 項に記載する保険契約を締結することは出来ない。従って請求の原因第 4 項の損害賠償請求権の取得の根拠が存在しない。(乙第 18 号証)

イ 保険変更の可能性

甲第 5 号証の移動履歴欄に 保険の移動日が H.22.12.24 変更,

届出日 H23.03.17 と記載されている。また甲第 5 号証の事故履歴欄には事故日 H23.02.20 と記載されている。従って、事故当日に有効な任意保険が存在せず、事故から約 1 ヶ月後の H23.03.17 に変更届出されたことになる。遡及保険は保険法第 5 条により保険者または被保険者が保険契約の申込み時に既に事故発生を知っていた時は無効であるから、本契約は無効である。(乙第 19 号証) 従って無効な保険に対する支払は保険会社から被保険者に対する支払義務を伴わない自主的な贈与となり損害は存在していない、従ってこの保険会社の自主的な贈与を根拠に求償金請求はできない。

ウ 契約保険と保険金額

井陣が運転する普通乗用自動車は新規登録から 12 年目の高車齢車であり且つ国土交通省の規定する形式認定から逸脱した改造が加えられた査定金額がほぼゼロに近い車両である。

この車両に車両保険 150 万円を付保することは異常であり、原告の主張する保険契約が存在するとしてもその保険は井哲氏が所有する別の相当車両価値のある車両に付保されたものである。事故発生後依然供用に付されている別の所有車両の保険を切り離して遡及保険をかける行為は不正であり、この行為そのものが公序良俗に反する行為である。

本件の様な、事故発生後供用中の別車両の保険を、事故発生の実事を知った上で発生から 1 箇月後事故車に付替る不正行為が認められれば、日本国における自動車保険のシステムは破綻する。

- 6 保険交通事故に関する加害者 井陣の責任
事故過失割合

本件は混雑交差点付近における 井陣の交通法規違反および重大過失に起因する一方的な追突事故であり 井陣の過失割合が 10 (100%) である。また、原告訴訟代理人 崎幸治弁護士らの従来からの主張は 発生場所、車両の走行道路、事故の状況等 架空のものである。(乙第 2 号証) (乙第 3 号証)

第 2 結論

以上の経緯に基づき被告 井陣は平成 24 年 4 月 10 日付原告訴状訂正申立書の却下、原告の請求の棄却、訴訟費用の原告負担を求めらる。

立証方法

- | | |
|------------|---------------|
| 1 乙第 17 号証 | 登録事項等証明書 保存記録 |
| 3 乙第 18 号証 | そんぽ 相談ガイド |

付属書類

- | | |
|--------------|-------|
| 1 答弁書副本 | 1 通 |
| 2 証拠説明書正本、副本 | 各 1 通 |
| 3 乙号証正本、副本 | 各 1 通 |

平成24年(ハ)第108号

求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社
被告

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年5月2日

被告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第18号証	登録事項証明書保存記録	平成23年8月15日	群馬陸運支局長	加害車両 高崎331800の所有者移動履歴を記載	
乙第19号証	そんぽ 相談ガイド	2012年4月22日	日本損害保険協会	保険法第5条(濫及保険)無効条件記載	

番号 00228

登録事項等証明書 保存記録

(1/2)

自動車登録番号		車台番号	
高崎 330 ぬ	800	UZS171-0004295	
登録年月日	登録の種別	項目名	登録事項等の内容
平成11年11月8日	新規登録	受理番号	00075
		登録番号	群馬300
		所有者氏名	
		所有者住所	[11509 0173]
		使用者氏名	***
		使用者住所	***
		使用の本拠の位置	***
平成16年 9月 1日	移転登録	受理番号	00480
		所有者氏名	
		所有者住所	[11509 0185]
		使用者氏名	***
		使用者住所	***
		使用の本拠の位置	***
平成16年 9月27日	移転登録	受理番号	00058
		登録番号	群馬300
		所有者氏名	
		所有者住所	4] 38824]
		使用者氏名	***
		使用者住所	***
		使用の本拠の位置	***
平成16年10月 4日	番号変更	受理番号	00431
		登録番号	群馬30
平成16年10月27日	移転登録	受理番号	01253
		所有者氏名	
		所有者住所	[10811 0560]
		使用者氏名	***
		使用者住所	***
		使用の本拠の位置	***
平成22年12月 8日	移転登録	受理番号	00958

乙第18号証の1

平成 23年 8月 16日

群馬運輸支局長

190

そんぽ 相談ガイド

IV. 損害保険の契約について

【解説】4. 損害保険の契約の終了

損害保険の契約の終了、無効、取消し、失効、解除

1. 終了

契約の終了事由には、次のようなものがあります。

- [1] 定められた保険期間が満了となった。
- [2] 保険事故により支払われた保険金が、あらかじめ定められた保険金額に達した。

2. 無効

例えば、次のような場合には契約は無効となります。

- [1] 契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したとき(注1)
- [2] 契約を締結する前に発生した保険事故による損害を補償する(または傷害疾病による治療・死亡等に基づき保険金を支払う)契約(逡及保険)について、当該契約の申込み・承諾をした時において、契約者等がすでに保険事故(または傷害疾病による治療・死亡等)が発生していることを知っていたとき(注2)

注1 民法 第90条(公序良俗)
公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

保険法

注2 保険法 第5条(逡及保険)
損害保険契約を締結する前に発生した保険事故(損害保険契約によりてん補することとされる損害を生ずることのある偶然の事故として当該損害保険契約で定めるものをいう。以下この章において同じ。)による損害をてん補する旨の定めは、保険契約者が当該損害保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者又は被保険者が既に保険事故が発生していることを知っていたときは、無効とする。【強行規定】

2 (略)

保険法 第68条(逡及保険)
傷害疾病定額保険契約を締結する前に発生した給付事由に基づき保険給付を行う旨の定めは、保険契約者が当該傷害疾病定額保険契約の申込み又はその承諾をした時において、当該保険契約者、被保険者又は保険金受取人が既に給付事由が発生していることを知っていたときは、無効とする。【強行規定】

2 (略)

「無効」に関する関連項目の索引

- くるまの保険「問20」
- すまいの保険「問61」
- からだの保険・他「問78」
- からだの保険・他「問89」

3. 取消し

例えば、次のような場合には契約を取り消すことができます。

- [1] 未成年者が、法定代理人の同意を得ないまま契約を締結したとき(注3)
- [2] 保険会社が、契約者等の詐欺または強迫によって契約を締結したとき(注4)

事故車損傷部写真

初回立会分・再立会分

ページ: 1 / 4

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



1 【撮影日付:2011/03/09】



2 【撮影日付:2011/03/09】



3 【撮影日付:2011/03/09】



4 【撮影日付:2011/03/09】



(1)Fバンパーカバー 変形、擦過傷 5 【撮影日付:2011/03/09】



(1)右フォグランプユニット 擦過傷 X 6 【撮影日付:2011/03/09】

事故車損傷部写真

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



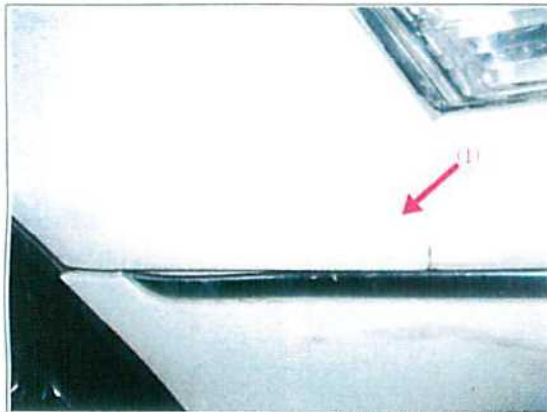
【撮影日付:2011/03/09】

7



【撮影日付:2011/03/09】

8



【撮影日付:2011/03/09】

(1)右Fフェンダー 曲り、歪み B

9



【撮影日付:2011/03/09】

Fバンパーカバーは社外品(エボリューション)

10



【撮影日付:2011/03/09】

11



【撮影日付:2011/03/09】

12

事故車損傷部写真

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



【撮影日付:2011/03/09】

13



【撮影日付:2011/03/09】

14



【撮影日付:2011/03/09】

15



【撮影日付:2011/03/09】

(1)右ヘッドランプユニット 擦過傷 X

16



【撮影日付:2011/03/09】

17



【撮影日付:2011/03/09】

18

199

事故車損傷部写真

事故番号: 26946671 -1-01

事故日: 2011/02/20

レポート番号: R491507



19

【撮影日付:2011/03/09】



20

【撮影日付:2011/03/09】



21

【撮影日付:2011/03/09】

修理費明細書

2011年06月13日

(P. 2 / 2)

日本興亜損害保険株式会社

所属: 關越損害 群馬SC

氏名:

合計金額 円

車名・型式	トヨタ クラウンマジェスタ 4DSUZS171 C 4000				
登録番号	高崎 330 800	初度登録	1999年12月	走行距離	67,465 Km
車台番号	UZS171-0004295	型式指定		類別区分	
エンジン型式	1UZ-FE型(2WD)	カラーコート	062	トリムコート	
シリアル番号(※)		製造年(※)		ハットル(※)	

部品コード	修理項目/部品名称/部品番号	修理方法/指数	部品 (円)	工賃 (円)
	塗装費用			77,720
	塗料	2K		
	塗膜	3コートパール		
	高機能塗装	無		
	塗装方法	アンダーコートを含む		
	文字書き費用			
	内張り費用			
	配線・配管費用			
	ショートパーツ		1,000	
	レッカー代1			
	レッカー代2			
	写真代他			500

部品発注の際には、部品番号の再確認をお願いします。

(※) 輸入車のみ

ページ小計 1,500 77,720

装備バリエーション	

小計	87,990	150,190
控除	0	0
課税計		238,180
消費税		11,909
非課税計		0
合計		250,089

R 番号	R491507
作成日	2011年03月18日
更新日	2011年03月18日
部品価格適応日	2011年02月01日

200



支払報告書 (車両・対物) 車物 1回目

報告書NO. 600558

事故番号: 26946671 事故日: 2011/02/20 契約部課: 群馬 高崎
証券番号: W08382546- 代理店: 株式会社 サポート

◆契約確認: O/L 契約者: 井 哲 運転者 井 陣 20才男
◆入金確認: 不要
◆入金確認 (異動): 異動追徴 (代理店預貯金済)

●車両	登録番号: 高崎 3 3 0 8 0 0	●対物	登録番号:
車台番号: UZS171-0004295	型式: UZS171	車台番号:	型式:
車名: クラウンジスタ	初度: 1999/11	車名:	初度:
所有者: 井 陣		所有者:	
		使用者:	
		運転者:	

SC : 群馬 SC 担当 : 18 瀬林
 調査SC : 14
 Adj : 67 荻原 秀彦 NO.R491507 NO.
 SC : 担当 :
 調査SC :
 Adj : NO. NO.

今回支払合計 ¥ 250,089 今回付帯費計 ¥ 遅延利息合計 ¥
 分類支払 : 11 普通支払 共保 : 代分: なし

<車両> 種別 新規 完済 完済 損害 分損
 <対物> 種別 完済 損害

部品	87,990	●代車	
工賃	150,190	代車費用	
(うち塗装)	77,720	代車日数	
写真等	0	代車免責金額	
消費税	11,909	代車免責日数	
スクラップ (-)	0	●事故・故障「運搬・納車費用」 (事故・故障付随)	
修理認定額	250,089	臨時宿泊	
免責金額 (-)		臨時帰宅	
回収金 (-)		運搬・納車 (搬送・引取)	
その他 (-)		キャンセル・臨運	
全損臨時費用		免責金額	
運搬納車費用		●積載動産 (受託)	
修理時諸費用		保険金額	
盗難代車費用		免責金額	
その他費用	0	●新価特約 (差額)	
その他特約等		●修理限度超過	
合計保険金	250,089	車両支払区分	
既払額		●盗難防止	
今回支払額	✓ 250,089	●自宅車庫	
遅延利息 (既払)		●被牽引自動車	
遅延利息 (今回)		●その他	
求償	5 求償中	付帯費 (既払)	
回収予定額	50,018 ✓	付帯費 (今回)	
		未払合計	0 千円

部品		代車	
工賃		日数	
(うち塗装)		休車	
写真・けん引		日数	
消費税		その他	
スクラップ (-)			
修理認定額			
間接損害			
契約者側過失			
過失等 (-)			
免責金額 (-)			
その他 (-)			
争訟費用等			
その他費用			
対物賠償			
相手全損			
合計保険金			
既払額			
今回支払額			
遅延利息 (既払)			
遅延利息 (今回)			

支払状況: (今回支払も含む)			
担保	支払	未払	区分
1-01	250,089	0	完済
3-01		138	未完
3-00		138	

求償	
回収予定額	
付帯費 (既払)	
付帯費 (今回)	
未払合計	千円

180
7/28

201

平成24年(ハ)第108号

求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社
被告

証拠説明書

高崎簡易裁判所第1係

平成24年6月5日

被告

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第21号証	陳術書	平成24年6月5日	金融庁	本事件交通事故の経緯・事故発生状況の陳述書	
乙第22号証	追突時走行状況等	平成24年6月5日		追突状況、事故現場の説明写真	
乙第23号証	現場供述メモ	平成23年2月20日		事故現場における新井陣氏の供述	
乙第24号証	日本興亜損害保険株式会社に対する行政処分について	平成21年10月23日		日本興亜損害保険に対する行政処分	

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 108 号

乙第 21 号証の 1

事件名 求償金請求事件

平成 24 年 6 月 5 日作成

高崎簡易裁判所第 1 係 御中

氏名 被告

陳 述 書

この事件の経緯、事故発生状況等は以下のとおりです。

第 1 事故発生時状況等

1 発生事故

- (1) 発生日時 平成 23 年 2 月 20 日午後 5 時 8 分ころ
- (2) 発生場所 群馬県高崎市棟高町 1868-11 群馬県道 10 号線
前橋安中富岡線 棟高東交差点付近
- (3) 訴外 井 陣 氏が運転する 車両番号 高崎 33 300
(甲車) が 訴外 が所有し被告 が運転す
る車両番号 高崎 (乙車) に後方から追突した事
故。

2 事故の起因、状況

- (1) 前方赤信号で第 1 通行帯に停車中の甲車が、進行方向前方の安全確認を怠り 前方に存在する乙車の存在を無視して 右側コンビニエンスストアに向けて停車状態から交差点右折車線 第 2 通行帯を横切り右折発進したことに起因する。
- (2) 甲車発進時、右折用第 2 通行帯を右折のため徐行進行し、通過を完了した乙車の左後部端部に対し斜め後方から発進し追突した。

乙第 21 号証の 2

3 同日の 運転の乙車の運行

(1) 運行の理由

同日、 は安中市磯部地区内 写真撮影
に出向いた の送迎依頼に依り、
を磯部現地で乗車させ安中方面から前橋向きに群馬県道 10 号
線 前橋安中富岡線 棟高東交差点付近に同時刻に差し掛か
りました。(従って同日 崎弁護士の主張する渋川方面から高
崎に向って走行はしていません。)

(2) 追突時走行状況等 (乙第 22 号証)

自宅に向う為交差点内の誘導線に従い分岐点から右折車線第
2 通行帯に分岐し前方赤信号を確認して減速 停止線から約 4
車身程度まで進行したところで後方から追突の衝撃を受けま
す。

同日は左 助手席 が 業務時と同様に、「前方
停止赤信号確認」、「停止線迄何メタ」、「減速確認」、「前方障害
物無」と指差呼称をしており、 自らも安全確認を通常
通りして実質 2 名運転状態で走行しておりました。従って 崎
弁護士の主張する前方不注視など全く根拠の存在しない虚偽
の言いがかりであり、十分な前方確認を行って走行しておりま
す。詳細の事故状況は 乙第 2 号証 に記載してある通り 井陣
氏運転の甲車の単純な追突です。

(3) 棟高東交差点付近の道路状況

前橋安中富岡線 棟高東交差点付近は片側 1 車線の交互通行で
交通量が非常に多い道路であり事故当日の日曜日夕刻は連続
して車が相当詰まって走行しています。分岐点から乙車が右折
車線第 2 通行帯に分岐する時点で 井陣氏運転の追突する甲

乙第 21 号証の 3

車は既に第 1 通行帯で赤信号停車車両の列の中に並んでおりま
した。その停車 車両群後端から 乙第 21 号証の記載通り、
・運転の乙車が第 2 通
交帯上、甲車横を通過完了後、甲者が追かけ発進し追突になり
ます。乙車通過完了まで甲車は停車車両の列の中に居ますから
乙第 2 号証、記載どおりの単純な甲車の追突になります。 崎
弁護士的主張する並列走行など道路構造上から出来ませんし、
・運転の乙車は徐行前進しながら斜め後方に 後ろ飛蹴
りなどできませんから 崎弁護士的主張はこの点でも根拠の
存在しない虚偽の言いがかりになります。

事故処理時に 井陣 氏は事故処理の警察官に「コンビニに入
ろうとしてバックミラーを見たら後ろに車が居ないから出
た。」と供述しております。

この供述は事故現場で乙車 車載のガソリン消費量記録用の手帳
に 乙第 21 号証の記載通り、
が即時メモしており、その複写を乙第 23 号証に添
付します。再現写真、この供述から甲車は進行方向を確認せず
発進したことになります。乙第 2 号証の記載内容、乙第 9 号証
「高崎警察署長発行の物件事務報告書」が事実に基づくもので
あり、現場における 井 陣 氏本人の供述と矛盾がありません
ん、また 乙第 21 号証の記載通り、
・に事故発生時に法規違反行為は全くありませ
んし、後方視野外の停車車両が突然発進し突込む事を予知・回
避できません。従って 乙第 21 号証の記載通り、
の過失責任は明確にゼロです。

乙第 21 号証の 4

第 2 日本興亜損害保険株式会社及び代理人 崎弁護士

主張等

事故の発生状況、自動車保険に関する日本興亜損害保険株式会社及び代理人：崎弁護士の主張は 各訴状・乙号証に記載したとおり、

甲車両 所有権に関する虚偽提訴

事故発生現場、発生状況の 2 転、3 転主張

自動車保険に関する 3 転、4 転主張

等々、信義・誠実の原則から大きく逸脱しており訴状、甲・乙各号証 記載内容から明らかな様に主張の趣旨も変転の繰り返しに依り定まらなくなっております。

「接触した事」意外 ほぼ全てが架空、虚偽の主張であり、損害保険業を生業とする会社の企業責任・社会的責任や、弁護士法・日本弁護士会の弁護士職務基本規定からかけ離れた反社会的、公序良俗に反する行為です。

関係者、関係企業群の犯罪行為については既に取締り当局にお願いして強制捜査・検挙の手続きを進めており、日本興亜損害保険株式会社については監督官庁である金融庁に対し従来からの不正行為も勘案した保険業の取消、業務停止の手続きに関する強いお願いを進めてまいります。(乙第 24 号証に金融庁の日本興亜損害保険株式会社に対する平成 21 年 10 月 23 日付 行政処分内容を示します。)

裁判所におかれましても訴状及び各乙号証に記載された事実をご確認いただき、法と正義に基づいた判決をお願い致します。群馬県の道路を善良な市民の皆様が安心して安全に走行でき

乙第 21 号証の 5

る状態にする事が最重要でありこの為の判決をお願いいたします。

以上

乙第 22 号証の 1

追突時走行状況等

1. 運転 乙車損傷部

甲第 6 号証 写真 5 のバンパー部分と接触と推定

甲第 6 号証 写真 16、19 部との接触痕は存在しない、従って
写真 16、19 の損傷は今回の接触で生じたものではない

損傷部に甲車に後方から押込まれた圧縮痕が鮮明に残っている。
乙車側の前進走行ではこの損傷を物理的に付けられない。



写真 22-1 乙車 損傷部 (乙車タイヤ部分に甲車バンパー先端の部分接触有)

乙第 22 号証の 2

2. 甲車と乙車の接触時位置関係再現

甲・乙両車損傷から再現した両車の位置関係。(甲車は左側の代替車両を使用して再現) 甲車のホイールの損傷は今回の接触では物理的に起こりえない。乙車の損傷部から甲車ホイールは遠く離れている。



写真 22-2 接触部



写真 22-3 / 写真 22-2 の位置を運転者から見た写真
乙車の前方視界に甲車は存在していない。

乙第 22 号証の 3

3. 事故発生現場



写真 22-4 写真中央が接触現場



写真 22-5 混雑時車両停止状況 (写真中央に小交差点がある)
前方直進 赤信号で並列走行は出来ない道路構造である。
(ゼブラ部幅は車幅の半分、道路に 2 台並列走行する幅員が無い。)

乙第 22 号証の 4

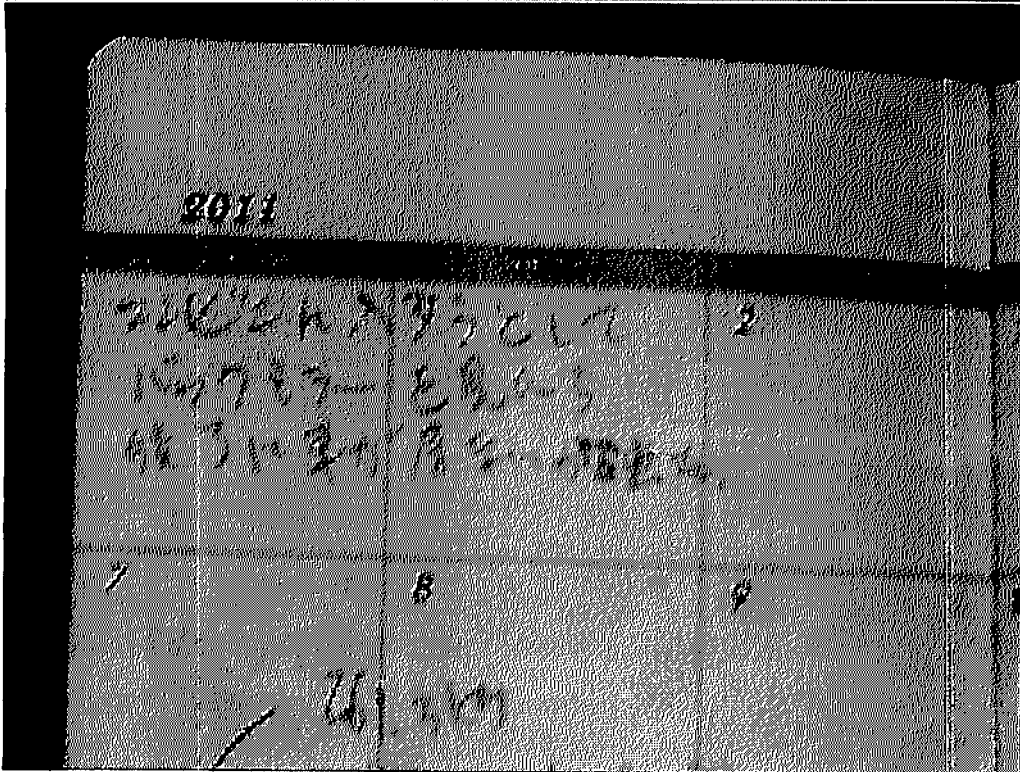
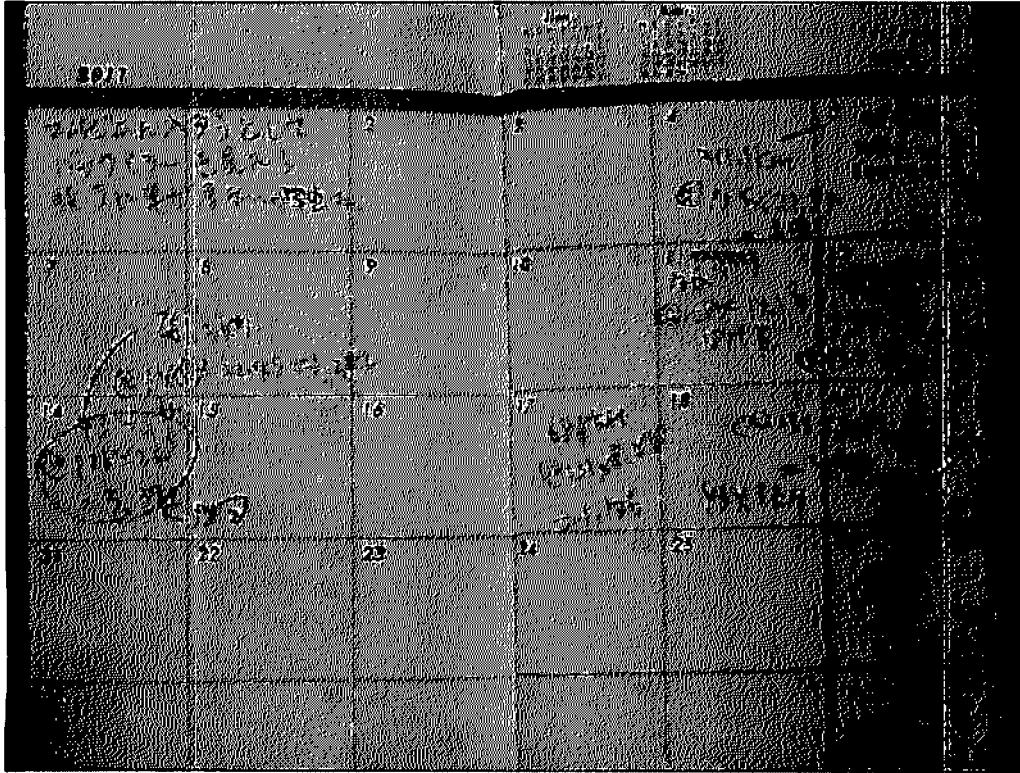


写真 22-6 路上設置の前橋方面行 1 車線規制分離ポスト
右折車線分岐部迄の並列走行をブロックしている。

乙第 23 号証

現場供述メモ

甲車運転 井 陣氏の現場供述を [] が乙車車載の走行距離・ガソリン
消費量記録用手帳に現場で即時記入したメモ



平成21年10月23日
金融庁**日本興亜損害保険株式会社に対する行政処分について**

- I. 金融庁は、日本興亜損害保険株式会社(以下、「当社」といいます。)に対し、保険業法第128条第1項の規定に基づき、保険金の支払等について報告を求めた。

当社から提出された報告書を検証したところ、以下の状況が認められた。

1. 当社において、以下の事実が認められた。
 - (1) 平成20年度内に支払を見込んでいたが、実際には年度内に支払われなかった自動車保険の大口(500万円以上)支払事案の一部(141件、2,219百万円)を検証したところ、以下のよう
に当社の不十分・不適切な対応により保険金支払が遅延している事例が確認された(42
件、715百万円)。
 - 保険金支払の相手方の対応を待っている状況(相手方から支払に必要な書類の提出
を待っている、保険金支払提示額に対する相手方の見解を待っている等)で、当社から
相手方に積極的に連絡をとっていない事例。
 - 当社の手続(必要書類が整った後に支払額算定を行う等)に長時間を要している事
例。
 - 支払のために必要な調査(事故状況の調査、既往症の影響に関する調査等)を支払
手続の最終段階になって開始しているため、支払が遅延している事例。
 - 職員の懈怠による長期放置、支払のために必要のない手続の実施等の不適切な対応
をしているため、支払が遅延している事例。
 - (2) なお、検証を行った事案の中で、正味収支残高目標の達成のために意図的に保険金支払
を遅延させた事例は確認されなかった。
2. このような不十分・不適切な対応による保険金支払遅延が発生した原因として、当社の業務
運営態勢及び経営管理態勢に次のような問題が認められた。
 - (1) 支払相手方の対応待ちの状況における当社の対応(督促等)のルールが不明確。
 - (2) 支払手続の標準所要日数の基準が未設定である等、手続遅延に対する認識が希薄。
 - (3) 支払のために必要な調査やそのタイミングをまとめたマニュアルの不存在。
 - (4) 保険金支払管理者が長期未払事案を適切に把握・是正する等の管理態勢の未構築。
 - (5) 上述のように、迅速な保険金支払に向けた業務運営態勢を現在に至るまでの当社経営陣
が適切に構築してこなかった、経営管理態勢上の問題。

3. 適時・適切な保険金の支払は保険会社の基本的かつ最も重要な機能である。

当社においては、過去の行政処分(注)を踏まえ、保険金の支払漏れや不適切な不払いの防
止に向けた業務改善の取組は進められてきたものの、保険金の迅速な支払については、上記
2. のように業務運営態勢及び経営管理態勢上の問題が認められた。

このため、保険金の迅速な支払を確保し、保険契約者等の保護を図るために、当社は、迅速
な保険金支払に向けた支払管理態勢の構築を確実に実施する必要がある。

(注)平成17年11月25日付及び平成19年3月14日付。

- II. 以上を踏まえ、本日、当社に対し、保険業法第132条第1項の規定に基づき、以下の内容の業務
改善命令を発出した。

- (1) 迅速な保険金支払を促進するために、支払手続に係る規程・マニュアル等を検証し、必要な見
直し・整備を行うとともに、見直し・整備後の業務を確実に実施すること。

215

乙第24号証の2

- (2) 保険金支払事務関係者に対する教育・研修の徹底を図ること。
- (3) 保険金支払管理者・管理部門が保険金支払手続の進捗状況を適切に把握し、迅速に支払うことができるよう、未払事案管理態勢の整備を図ること。
- (4) 上記(1)~(3)を含めた、迅速な保険金支払に向けた保険金支払管理態勢の構築について、経営陣が責任をもって対応すること。
- (5) 上記(1)から(4)について、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成21年11月24日(火)までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗及び実施並びに改善状況をとりまとめ、6ヶ月毎に報告すること。

お問い合わせ先

電話:03-3506-6000(代表)
金融庁監督局保険課(内線3772、3773)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government
Copyright(C) 2012 金融庁 All Rights Reserved.

216

陳 述 書

前橋地方裁判所高崎支部 民事部B係 御中

全部架空で保険会社の代書屋の創作、高崎簡易
犯犯所の神田犯事の判決代筆者と多分同じ。
一味で 通り魔・当り屋、詐欺保険、八百長詐欺師、
八百長犯事を構成。呆れて笑いも消える、寒い日本国

検挙に勝る防犯無し、司直の手を入れ検挙、関与したものは廃業
婦女子が安全に住める日本国にしましょうね。

2012年5月14日

井 陣

- 1 平成23年2月20日午後5時8分頃、群馬県高崎市棟高町1868-11の交差点（以下「本件交差点」という。）において、〃 氏（以下「 氏」という。）が運転の普通乗用自転車（以下「被告車」という。）と私が運転する普通乗用自動車（以下「原告車」という。）が衝突した交通事故（以下「本件交通事故」という。）に関して、以下の通り陳述いたします。
- 2 本件交通事故の発生状況につきましては、事故発生状況図(甲9)を見ながら説明したいと思います。
- 3 私は、本件事故当日、榛名の友人宅へ行った後、本件交差点において高崎渋川線バイパスと交差している道路(以下「本件道路」といいます。)を三ツ寺町方面から前橋方面へ向かって進行していました。助手席には友人が同乗していました。
- 4 本件交差点に近づくと、前車が赤信号でブレーキを掛けたことが分かったので、私は、ブレーキを踏み自車を停止させました。自車が停止した時点では、自車前方には信号待ちの車両が何台も停車しており、その一番後ろに停止しました。その時の自車の停車位置は、事故発生状況図のBの地点です。停止の際、ルームミラーで確認したところ、自車の後続車はいませんでした。
- 5 私は、本件交差点手前の自車進行方向右手にあるセブンイレブンに立ち寄るため、右折車線に入るため、右ウインカーを出して、ルームミラーで後方を確認しました。その時も後続車はいませんでした。そこで、私は、ハンドルを右に少し切って、右側の右折車線に自車右前の角が少し出るくらいの位置であるB'の地点に停車していました。その間もウインカーは出し続けていました。自車が斜めになっていることから、後続車にも自車が右折車線へ入ることは十分分かったと思います。

そして、信号が青になると、自車の前車が動き出したことから、右折車線に入るため、

サイドミラーで後方を再度確認しました。その時、自車の後ろに一台乗用車が停止して
いました。それは、被告車以外の自動車で、白っぽい車高が高いSUVタイプの自動車
でした。

しかし、その車は右ウインカーを出していなかったもので、私は、サイドミラーを見な
がらゆっくり右折車線に進んでいきました。自車は、ブレーキを離したいわゆるクリー
ブ現象で進行しており、アクセルはまだ踏んでいませんでした。従って、自車はそれほ
どスピードは出ていません。

- 6 自車が半分ほど右折車線に入ったCの地点で、被告車が右横を通り過ぎました。右折
車線には右折待ちの車両は一台だけでした。被告車はかなりのスピードで通り過ぎまし
た。速度としては少なくとも時速30kmくらいは出ていたと思います。

その直後、自車の右前方で鈍い音がしました。被告車は衝突地点から10mから15
mくらい進んだYの地点で停止しました。被告車は、上記白っぽい自動車の後続車だっ
たと思います。

- 7 私はぶつけられたことに気づき、直ぐに右手のセブンイレブンの駐車場に入りました。

その後、私は、セブンイレブンの駐車場から、被告車のところまで歩いていき、運転
者である下田氏にセブンイレブンの駐車場に入ってもらおうよう頼みました。被告車は、
その場から右折でセブンイレブンの駐車場へ入ってきました。

その後、警察へは私が連絡しました。

私たち4人（私、私の友人、
の同乗者）でセブンイレブンの駐車場で
警察が来るのを待っていました。被告車の同乗者（助手席に乗っていた男性）が、
氏に対し、自車が右ウインカーを出し、車の前部を右折車線に進入させたのに気付いて
いたと話していました。

それに対し、
は「私は気付かなかった」と言っていました。

そして、警察官が2名きて、お互い別々に話を聞かれました。少し離れた場所で話を
聞かれたため、
氏が警察に何を聞かれていたかは分かりませんでした。

以上

何でこんな犯罪被害に会ったのか不明。
同じ被害に遭遇して、泣き寝入りした皆様が多数存在するでしょうね。早く
検挙し廃業を進めなきゃね。皆様対策に協力してくださいね。

平成24年(八)第108号 求償金請求事件(第1事件)

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

平成24年(八)第128号 損害賠償等(交通)請求事件(第2事件)

原告

被告 井陣

第1準備書面

平成24年6月16日
崎 幸
岸 小
この一は停車中の
車に衝突した
ことによる
追突事故と主張する
被害者と加害者が逆転、八百長

高崎簡易裁判所 1 係 御中

第1事件原告・第2事件被告訴訟代理人弁護士

同復代理人弁護士

第1 本件事故の状況、過失割合

1 本件事故は、第2事件被告運転の普通乗用自動車(以下、「井車」という。)が右折専用車線に車線変更しようとしたところ、第1事件被告運転の普通乗用自動車(以下、「 」^{4,10}という。)が衝突したものである(甲~~8~~⁹)。被害者と加害者が逆転、八百長
すなわち、井車は対面信号に従い先行車に続き停止していた。井車は、右折専用車線が始まる地点に停止していたため、この停止位置からは、右折車線に移動するのは困難であった。

そこで、第2事件被告は、進路変更の合図を出して、車体を右折専用車線に少し進入させて停止していた。

そして、対面信号が青色となり、先行車が動き出したことから、第2事件被告は、右折専用車線に少しずつ自車を進入させたところ、右後方から走行してきた 車が井車に衝突したのである。

2 この点、第1事件被告・第2事件原告は、追突事故と主張する。被害者と加害者が逆転、八百長

しかし、第1事件被告・第2事件原告側からは、追突事故の根拠が主張レベルで具体的に明らかにされておらず、反論しようがない。被害者、加害者逆転したらそりゃ説明できまい。八百長

なお、第1事件被告・第2事件原告は、陳述書(乙20, 21)を提出しているが、それによれば、第1事件原告・第2事件被告が主張する上記事故状況と概ね一致する。

すなわち、「前方赤信号で・・・停車中の甲車(井車)(乙20の1)」「甲車は既に第1通行帯で赤信号停車車両の列の中に並んでおりました。」(乙21の3)と陳述していることから、井車が当初停止していることを認めている(従って、この点当事者間で争いはない)。争いの前に根本的に当たり方が全く違うよね、争い以前。

また、「甲車が発進時・・・徐行進行し、通過を完了した乙車(車)(乙20の1)」「その停車車両群後端から 運転の乙車が・・・」(乙21の3)と陳述していることから、当初は、井車が先行し、 車が後続していたことについても争いが無い。当初から、 車が先行していたとすれば、停止していた井車が 車に追いつくことはあり得ないからである。争い以前通り魔襲撃、急発進して押し出しただけだろ。

従って、第1事件被告・第2事件原告の陳述書(乙20, 21)によっても、第1事件原告・第2事件被告が主張する事故状況、すなわち車線変更中の井車と後続の車が衝突した事故であることが証明されることとなる。加害者、被害者逆転、八百長

3 上記のように、本件事故は、先行車である井車が車線変更しようとしているにもかかわらず、後続車である車がそれを追い抜く形で不必要に進行したことから発生したものである。本件事故の衝突地点に鑑みれば、車がゼブラゾーンを走行した可能性が高い。ゼブラゾーンは衝突場所の35m手前、

すなわち、本件事故は、第1事件被告が先行車に引き続いて車線変更しさえすれば発生し得ない事故である。無関係の嘘主張、八百長

従って、先行車の動静を全く注視しなかった第1事件被告の責任は重いと言わざるを得ない。第1事件被告が井車の動静を少しでも注視していたのであれば、その点に関する主張がなされてしかるべきであるが、かかる主張が一切なされていないのは、井車の動静を全く注視していなかったことの何よりの証左である。斬新な発想後方から追突された被害者の前方不注意、八百長

これに対して、第1事件原告・第2事件被告は、本件を速やかに解決すべく、自らに70%の責任があると極めて控えめに主張しているものである。

第2 第2事件原告の損害

- 1 第2事件原告の損害が車の修理費に限られることは論を待たない。
- 2 まず、不稼働時代替車両使用料については、乙5号証の6は、作成したものと思われ、証拠価値はない。言うまでもなく、自家用自動車有償貸し渡し(レンタカー)を業とする場合は許可が必要である(道路運送法80条)。リカー営業と車借代は全く無関係
- 3 次に、内容証明他費用は、そもそも請求し得ない損害項目を請求するためのものであるから、認められる余地はない。自分たち一味で当て逃げするから出されただけ
- 4 次に、損失費用については、どのような法律構成に基づくものであるかさえ不明と言わざるを得ない。当て逃げして、相手にそんきん出せば当然請求される、極めて合理的、鮮明

第3 井車の損害

本件事故により、井車の右前部と車の左側面が衝突しており、井車の右ヘッドランプユニット及び右フロントホイールオープニングモールが損傷していることは明らかである(甲6写真)。物理的に届かない、被害車両に相当傷なし、八百長

第4 第1事件原告の代位

訴外陣は、第1事件原告との間で、第1事件原告を保険者、保険期間を平成22年7月17日から平成23年7月17日までとして、車両保険金額150万円などを内容とする自動車保険契約を締結し、平成23年4月9日、第1事件原告は、車両保険金額として25万0089円を訴外陣に支払い、7万5027円の範囲内で、第1事件被告に対する損害賠償請求権を取得したことは証拠上明らかである(甲5, 8)。

存在しないスクラップ車に保険掛けたとまだ主張、自分で存在しない証拠明示してるだろ、八百長

以上

副

方位



(契)車



(相)車



歩道

ゼブラゾーン

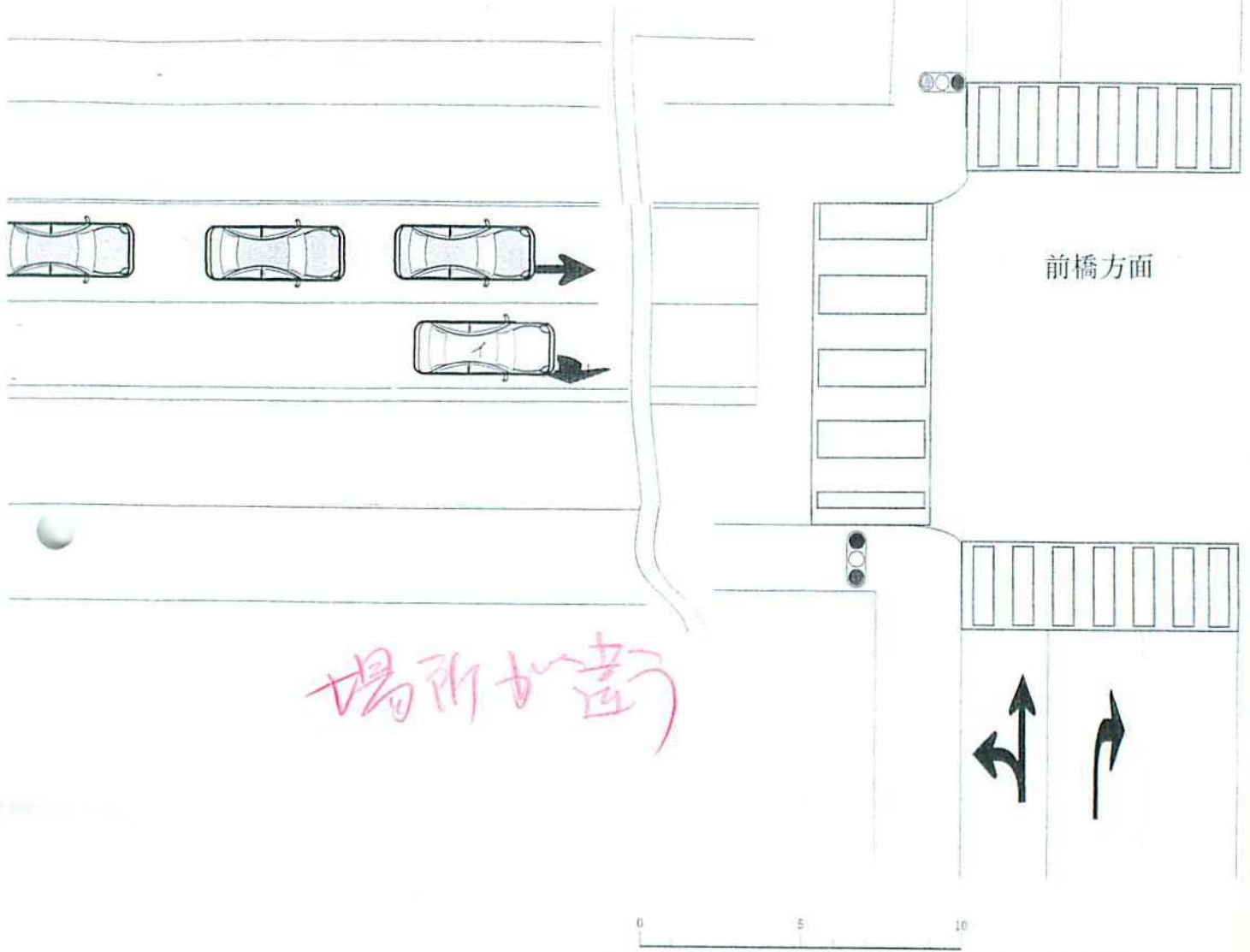
三ツ寺方面

此处は警察署の物件事故報告書記載の場所から
35m安中放免寄りのT字路交差点内、八百長

歩道

項目	契約者側	相手側	項目	契約者側
制限速度	法定 km/h	法定 km/h	発見地点	()で相手()(約 m)
規制標識	駐禁・駐停車禁止・追越禁・はみ出し禁 一停・一方通行・転回禁・横断禁止 ()	駐禁・駐停車禁止・追越禁・はみ出し禁 一停・一方通行・転回禁・横断禁止 ()	危険を感じた地点	()で相手()(約 m)
見通し	良い・悪い	良い・悪い	回避措置	ブレーキ・ハンドル・警笛・加速・不能
交通量	渋滞・混雑・普通・閑散	渋滞・混雑・普通・閑散	停止地点	(C)
路面状況	乾燥・湿潤・積雪・凍結	乾燥・湿潤・積雪・凍結	信号確認地点	() その時の色()
照明灯	明るい・暗い・照明灯なし	明るい・暗い・照明灯なし	一時停止地点	() 再停止地点()
道路状況	平坦・上り・下り・右カーブ・左カーブ	平坦・上り・下り・右カーブ・左カーブ	合図開始地点	() スリップ痕()

高崎市棟高町1868-11



縮尺 1/200

<p>● 相手側</p> <p>)で相手() (約 m)</p> <p>)で相手() (約 m)</p> <p>キ・ハンドル・警笛・加速・不能・無</p> <p>)</p> <p>) その時の色()</p> <p>) 再停止地点()</p> <p>) スリップ痕(m)</p>	<p>事故状況</p> <p>(契)車(A)は、北から高崎市街地方面に第2車線を走行。</p> <p>(契)車(B)は、信号待ちで停止。</p> <p>(契)車(C)は、右折車線に進路変更時に後続車(ア)に衝突。</p> <p>(契)車はその場で停止。(相)車(イ)は、約10m先で停止した。</p>
---	--

渋川から高崎に走行と明記。

225

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 108 号

事件名 求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社

被告

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 128 号

事件名 損害賠償請求事件

反訴原告

反訴被告 井 陣

平成 24 年 6 月 19 日

高崎簡易裁判所第 1 係 御中

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 108 号 被告

事件番号 平成 24 年 (ハ) 第 128 号反訴原告

準備書面

平成 24 年 6 月 18 日付 代理人 崎幸 弁護士 送付の第 1 準備書面に対する反論

立証の趣旨

表記第 1 準備書面に対する反論の趣旨を次に記載する。

表記当事者間の頭書事件に関する

平成 24 年 6 月 18 日付 代理人 崎幸 弁護士 送付の第 1 準備書面に対し被告、反訴原告は次のとおり反

論する。

証拠書類の一枚の紙に2つの別の衝突現場が記入され、車の走行方向も90度違う。一味の八百長判事の判決はどうせ自分で代筆するから提出証拠書類は何でもOK。社会を嘗めきった、八百長一味。

第1 本事故の状況、過失割合

1 事故現場虚偽主張 (乙第25号証)

甲第9号証には 図示と事故状況 記載内容に衝突場所、衝突車両走行方向に相反する2つが記載されており説明は虚偽である。

事故発生現場の状況は乙第2号証の1に明記され 甲第1号証、乙第2号証 記載の通りである。

崎弁護士主張内容は虚偽であり 井陣 運転の甲車が前方に存在する 運転の乙車に後方から追突したことは明確である。

2 井陣 運転の甲車が前方に存在する 運転の乙車に後方から追突したことは乙第22号証の1, 2, 3, 4及び乙第25号証に証拠写真を添付して明記の通りである。

従って本項における 崎弁護士主張は虚偽である

3 井陣運転の甲車が発進追突した時点で先行車は 運転の乙車である。 運転の車両が通過完了時点で 井陣運転の甲車は停車状態から発進しており 乙第22号証の1に示すとおり乙車の損傷からこの事実は明確である。

従って本項における 崎弁護士主張は虚偽である

事実、時間なんて無関係の八百長

第2 第2事件原告の損害

1 所有車両及び本事故に関連する損害額は 44万1920円である 乙第5号証記載のとおり、これらの損失発生は全て 井陣及び 井陣側と日本興亜損害保険(株)間の係争に起因している、反訴被告側に損害発生責任、損害賠償が全てあることは明確である。(乙第20号証)(民法709条)

日本興亜損害保険(株)の担当、 瀬良 氏と反訴原告

間で日本興亜損害保険(株)が支払う意思表示が合致している。

第3 井車の損害

損傷の向き、長さ・高さが合わなきゃぶつかれない。

乙第22号証の1、2に記載の通り本項で 崎弁護士的主張する損傷部は今回の衝突では物理的に接触する為の距離が無く当れない、また乙車に同部との衝突の痕も無いから、本主張は虚偽である。

第4 第1事件原告の代位

本項で 崎弁護士は保険契約者を 訴外陣と明記している。

甲第5号証 自動車保険契約内容表に記載された契約者は 井 哲であるから本項記載の主張は虚偽である。

付属書類

- | | |
|----------|-----|
| 1 準備書面副本 | 1 通 |
| 2. 証拠説明書 | 1 通 |

平成24年(ハ)第108号

求償金請求事件

原告 日本興亜損害保険株式会社
被告

平成24年(ハ)第128号
損害賠償請求事件

反訴原告
反诉被告 井 陣

高崎簡易裁判所第1係

平成24年6月19日

平成24年(ハ)第108号

被告

平成24年(ハ)第128号

反訴原

証拠説明書

符号番号	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙第24号証	4回目変更主張の虚偽 事故現場	平成24年6月19日		甲第9号証に記載された 虚偽事故現場の内片方	

25

乙第 9 号証

4回目 変更主張の虚偽事故現場

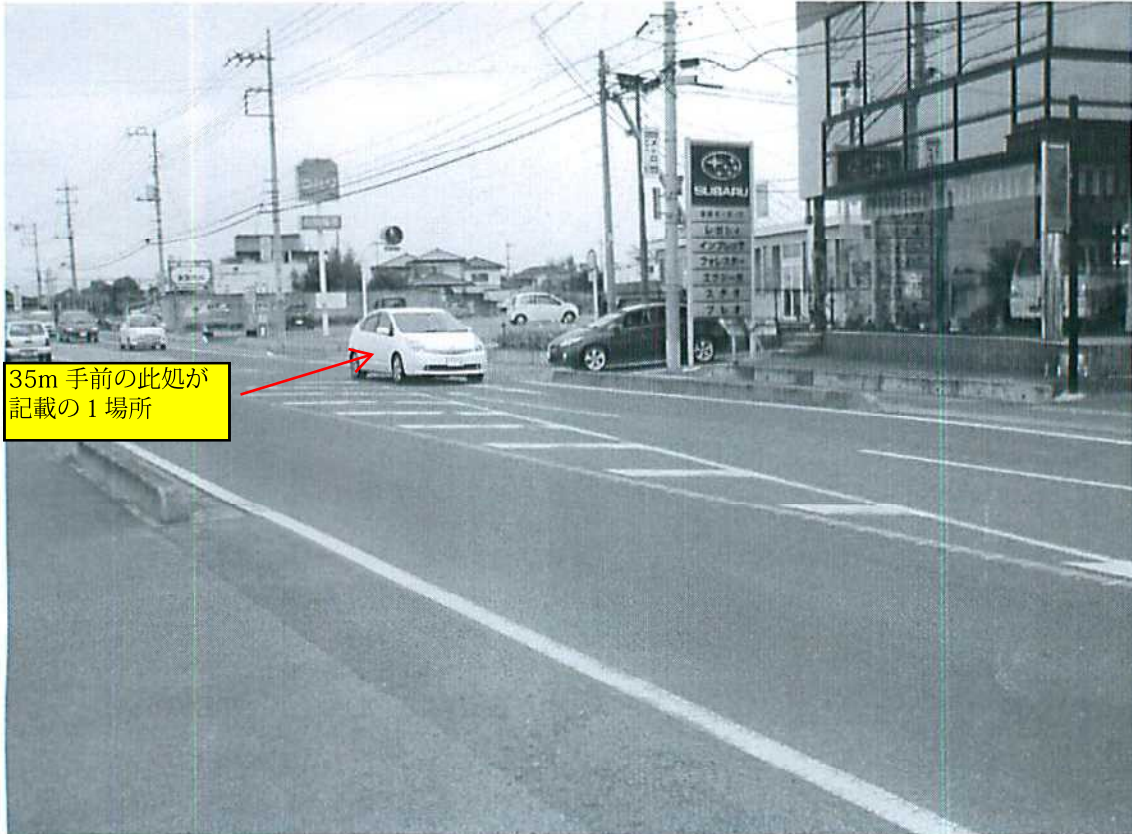


写真 24-1 甲第9号証に示された異なる事故現場2箇所の内片方

平成24年6月18日付、崎弁護士送付 第1準備書面添付の甲第9号証に示された異なる2箇所の事故現場主張中 片方の、井陣 運転の甲車停車位置は交差点内の道路交通法44条で駐停車禁止された位置である。且つ、この地点は甲第1号証、乙第9号証に明示された実際の事故位置から35m 後方に位置する。